

愛知エリアにおける電源接続案件募集プロセス

募集要綱

2020年4月15日 公表

2020年5月11日 変更

電力広域的運営推進機関

本募集要綱で使用する用語は、特に定義しない限り、電気事業法その他の関係法令並びに電力広域的運営推進機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針における用語と同一の意味を有するものいたします。

目 次

1	電源接続案件募集プロセスの概要	1
2	電源接続案件募集プロセスの流れ	5
3	工事費負担金について	20
4	工事費負担金補償契約について	24
5	辞退の手続について	25
6	その他	26

(別紙 1)	募集対象エリア
(別紙 2)	入札対象工事の概要（プロセス開始に基づく設備対策）
(別紙 3)	電源接続案件募集プロセスの流れ
(別紙 4)	提出・問合せ先（窓口）
(別紙 5)	入札対象工事実施後における募集対象エリアの空容量マッピング
(別紙 6)	入札・系統連系順位等に関する補足
(別紙 7)	電源接続案件募集プロセスにおける系統連系順位の決定及び工事費負担金算定イメージ（例示）
(別紙 8)	応募容量が募集容量を超過した場合等の入札方法について
(別紙 9)	入札の成立条件を満たさない場合における対応について
(別紙 10)	広域系統長期方針に基づく流通設備効率の向上に向けた取組み
(様式 1)	応募申込書
(様式 2－1)	入札書
(様式 2－2)	入札申込書
(様式 3－1)	共同負担意思確認書（共同負担の意思がある場合）
(様式 3－2)	共同負担意思確認書（共同負担の意思がない場合）
(様式 4)	辞退書

1 電源接続案件募集プロセスの概要

・電力広域的運営推進機関（以下「本機関」といいます。）は、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件募集プロセスの開始が必要と判断し、2019年12月4日に愛知エリアにおける電源接続案件募集プロセス（以下「本プロセス」といいます。）を開始いたしました。

つきましては、本募集要綱により、当該エリアにおいて連系等を行うにあたり必要となる設備対策について、他の系統連系希望者と共に用して連系等を希望する電源を入札により募集いたします。

1. 1 募集する電源

- ・募集対象エリア（別紙1参照）において、高圧又は特別高圧の送電系統へ逆潮流する発電設備等

1. 2 入札対象工事の概要

- ・電源接続案件募集プロセスにおける入札対象工事については、募集対象エリアの全ての系統連系希望者が共用する設備対策を入札対象工事としています^{*1}。
- ・同プロセスにおいては、応募者の最大受電電力の合計（以下「応募容量」といいます。）を踏まえて複数の入札対象工事を検討のうえ、それらの対策工事を対象とした入札により、系統連系希望者の負担可能な範囲内で、系統連系希望者が最大限に連系可能となる設備対策を行うことを志向しています。
- ・本募集要綱の公表段階においては、本プロセスの開始に基づく設備対策（下表）を入札対象工事として設定し、共用する系統連系希望者を募集いたしますが、前項の観点から、応募容量が募集容量を超過した場合等においては、入札段階において、当該設備対策に加えて全ての応募者が連系可能な増強工事等の複数の増強工事を入札対象工事として提示いたします^{*2 *3}。

項目	本プロセスの開始に基づく設備対策
対策工事名称	東部変電所500／275kV 変圧器増強工事（別紙2参照）
入札対象工事費	約39億円（税抜） ^{*4}
工事完了予定期間	本プロセス完了時から約5年後 ^{*5 *6} (2026年5月目途)
募集容量（対策後の連系可能量）	約255.5万kW
（参考）入札対象工事費／募集容量	約0.2万円／kW

※1 連系にあたっては、他の系統連系希望者と共に用しない設備対策や一部の系統連

系希望者と共に用する設備対策として、電源線工事やその他供給設備工事等があります（後記3参照）。

- ※2 応募容量によっては、入札において提示される入札対象工事が本募集要綱に記載の増強工事のみとなる場合があります。
- ※3 応募容量が募集容量を超過した場合に、入札において提示される増強工事の内容は、一般的に、連系可能量は増加するものの工事の規模が大きくなるため、本プロセスの開始に基づく設備対策よりも工事完了予定時期が遅くなることが想定されます。
- ※4 国の「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（平成27年11月6日、資源エネルギー庁。以下「費用負担ガイドライン」といいます。）に基づく費用負担ルールにおける算定額は、一般負担（託送料金を通じて広く系統利用者が負担する費用）※8 約39億円となります。
- ※5 本プロセスが後記1.3のとおり順調に進むとともに、速やかに諸契約が締結され、本プロセス完了の3カ月後（2021年5月）に工事着手できた場合の予定時期となります。
なお、実際の工事完了時期は、募集スケジュール、対策工事に伴う現地調査・用地交渉・作業停止調整等により、当初の予定から変動する可能性があります。
- ※6 本プロセスにおいて、必要となる対策工事・工期等を踏まえ、暫定接続※7についても検討を行います。
- ※7 暫定接続とは、連系等に必要となる増強工事が完了する前に連系を希望する系統連系希望者に対して、必要時に発電が抑制されること等を条件に早期連系を可能とするものとなります。
- ※8 一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」として本機関が指定する基準額（以下「一般負担の上限額」といいます。）を超過する額については、特定負担となります（別紙7参照）。

1.3 スケジュール※9

2019年12月4日	・本プロセスの開始
2019年12月5日	・本プロセスの公表
2020年4月15日	・募集要綱の公表
2020年4月16日	・応募の受付開始
—	・説明会不開催※10
2020年6月5日	・応募の受付締切 ・応募書類の内容確認
2020年6月18日	・接続検討の開始

2020年9月中旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・接続検討結果の回答 ・入札の受付開始
2020年10月中旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・入札の締切 ・第1次保証金の振込期限(開札日の2営業日前まで) ・開札(優先系統連系希望者の決定) ・再接続検討の開始
2020年12月下旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・再接続検討結果の回答 ・共同負担意思の確認及び負担可能上限額の申告 ・第2次保証金の振込期限 ・工事費負担金補償契約の締結
2021年2月中旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・本プロセスの完了 ・本プロセスの結果公表

※9 スケジュールは、応募の状況や新型コロナウイルス感染症の影響等により変更となる場合があります。(新型コロナウイルス感染症に関する情勢を踏まえ応募期間を当初5月22日締切から2週間延長しました。)

※10 説明会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催いたしません。募集要綱等の質問は、下記の期間、問合せ先で受付し、当該期間に受付した質問や回答については広域機関のHPで公表いたします。

募集要綱等の質問受付期間：2020年4月16日～5月22日

[問合せ先]

https://www.occto.or.jp/contact/anken_boshu-form.html

1. 4 電源接続案件募集プロセスの運営

- ・本機関は、本プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者である中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中部電力PG」といいます。）と協力し、本プロセスを実施いたします（別紙3参照）。
- ・そのため、本プロセスにおける応募や入札等の窓口、資料の発送元等が中部電力PGとなりますので、ご留意ください。
- ・本機関及び中部電力PGは、応募者から受領した資料を、本プロセスの遂行及び本プロセス完了後の系統アクセス業務以外の目的で使用いたしません。また、同資料については、本プロセスの成立・不成立にかかわらず返却いたします。

1. 5 留意事項

- ・発電設備等の連系等には入札対象工事以外の対策工事も必要となりますので、入札対象工事以外の対策工事の工事費負担金や工期等にもご留意ください（後

記3参照)。

なお、入札対象工事実施後における募集対象エリアの送電系統の状況について別紙5にお示しいたしますので、入札対象工事以外の対策工事の必要性を推察する資料として応募を検討する際にご活用ください。

- ・応募状況や入札結果を踏まえて発電設備等の連系等に必要となる対策工事の工事費負担金概算や工期等は、接続検討及び再接続検討の回答書にてご確認ください。
- ・本プロセスの応募者が、本募集要綱に定める手続等に違反した場合又は本プロセスの公平性若しくは透明性を阻害する行為等を行った場合は、原則として、当該応募者は本プロセスを辞退したものとして取り扱います。なお、辞退したものとして取り扱われる場合は、当該応募者が行った本プロセスへの全ての手続（接続検討申込み、応募、入札等）は無効となります。

2 電源接続案件募集プロセスの流れ

2. 1 応募の申込み（接続検討の申込み）

(1) 応募書類の提出

a 提出書類

- ・応募申込書（様式1）
- ・添付書類（後記2. 1（2）参照）

b 提出先

- ・中部電力PGの窓口に提出してください。（別紙4参照）

c 提出方法

- ・応募書類は押捺したものを持参、郵送又は電子メールにて提出してください。ただし、郵送の場合は、簡易書留等の配達の記録が残る方法にて提出してください。

応募書類を受領いたしましたら、中部電力PGから受付番号を記載した写しを返送いたします。

d 応募期間

- ・応募期間：2020年4月16日（木）～2020年6月5日（金）
(郵送又は電子メールの場合、2020年6月5日（金）必着)
- ・受付時間：午前9時～午前12時及び午後1時～午後5時
(ただし、土・日・祝日を除く)

e 提出部数

- ・1部

(2) 添付書類等

a 添付書類

- ・接続検討申込書 ※^{1 1} ※^{1 2}
- ・接続検討回答書（写し）※^{1 2}

b 検討料

- ・検討料（20万円+消費税等相当額）※^{1 3} ※^{1 4}

※1 1 中部電力PGの親子法人等である特定系統連系希望者（最大受電電力が1万キロワット以上の発電設備等の連系等を希望する者）の接続検討申込み先是、必ず本機関としてください。また、特定系統連系希望者が希望する場合においても、中部電力PGではなく本機関に対して接続検討の申込みを行うことも可能です。それらの場合は、接続検討申込書の宛名を本機関としたうえで、別紙4の窓口に提出してください。

※1 2 次のいずれかに該当する場合は、当該案件に対応する資料を提出してください

さい。

- ・接続検討申込み中（回答未受領）の案件にて応募する場合：接続検討申込書の写し

- ・接続検討の回答を受領済みの案件にて応募する場合：接続検討回答書の写し

※1 3 接続検討申込み中（回答未受領）の案件にて応募する場合は、検討料を不要といたします。ただし、本プロセスにおいて接続検討を行うことから、申込み中の案件に対する回答はいたしません。

※1 4 応募書類を受領後に中部電力PGより検討料の請求書を送付いたしますので、接続検討開始予定日の前営業日までに指定の口座にお振込みください。

（3）留意事項

- ・1発電場所につき1申込みといたします（最大受電電力や連系希望電圧等を変えて複数の申込みを行うことはできません。）。

なお、同一地点で異なる電源接続案件募集プロセスに応募した場合は、先に応募した電源接続案件募集プロセスについては辞退したものとして取り扱います。

- ・切手等郵送費用は応募者負担といたします。
- ・原則として、応募締切以降の応募書類の変更は認めません。
- ・必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・応募書類に不備がある場合（発電場所や受電地点が不明確な場合等）は、応募書類の修正を求める場合があります。
- ・接続検討開始予定日の前営業日までに応募書類の修正がなされない場合又は検討料の振込みがない場合は、原則として、応募を無効とし、当該応募者に通知いたします。また、検討料の振込みがなされている場合は、検討料を返金いたします。

なお、応募書類の提出にあたっては、応募書類の修正の可能性や郵送、振込手続に要する期間等を踏まえ、早期の提出に努めていただきますようお願いいたします。

- ・接続検討開始予定日以降に応募者が辞退した場合又は辞退したものとして取り扱われる場合は、原則として、検討料を返金いたしません。
- ・応募容量が本機関の想定を著しく上回る場合、入札対象工事等を見直したうえで募集対象エリアを拡大して電源接続案件募集プロセスを実施すべきと本機関が判断したときは、募集対象エリア及び入札対象工事等を見直した募集要綱にて、改めて、連系等を希望する発電設備等を募集することができます。
- ・応募容量が募集容量を著しく下回った場合においては、系統増強規模を縮小し、入札対象工事の内容を変更することがあります。なお、その場合は、応募者に対し、接続検討回答時に通知いたします。

2. 2 接続検討の実施

- ・応募の締切後、応募書類に基づき、全ての応募者について接続検討を行います。

2. 3 接続検討結果の回答

- ・接続検討の結果は、原則として^{*15}、接続検討開始日から3か月以内に回答いたします。
- ・接続検討回答に入札対象工事以外の供給設備工事を含む場合は、工事箇所の現状の空容量、設備を共用する応募容量、対策工事費及び工期についてお知らせいたします。
- ・応募者に対しては、接続検討の回答に併せ、入札及び入札額（入札負担金単価×最大受電電力）の検討に必要な情報として、応募件数、応募容量、最低入札負担金単価等をお知らせいたします（別紙6参照）。

^{*15} 応募件数が著しく多く検討が輻輳する場合など、接続検討の回答が回答予定日を超過する場合があります。その場合は、超過することが判明次第速やかに、その理由、進捗状況及び本プロセスの今後の見込み（延長後の回答予定日を含む）について応募者に連絡いたします。

2. 4 入札

（1）入札手続

- ・接続検討の回答後、入札に申し込む応募者は、入札対象工事^{*16}に関する工事費負担金として、入札負担金単価を記載した入札関係書類を入札締切日までに提出してください。
- ・入札にあたっては、最低入札負担金単価を設けますので、最低入札負担金単価以上の単価で入札してください。
- ・最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費を応募容量^{*17}で除した単価を基準に設定^{*18}し、接続検討の回答時に通知いたします。
なお、参考値として、入札対象工事費を募集容量で除した単価は0.2万円／kW（税抜）となります。
- ・入札負担金単価の最小単位は1円／kWといたします。

^{*16} 応募容量が募集容量を超過した場合においては、原則として、入札段階において、「募集要綱に記載の増強工事」に加えて「全ての応募者が連系可能な増強工事」等の複数の増強工事を入札対象工事として提示いたします。その場合の入札方法については別紙8をご参照ください。

^{*17} 応募容量が募集容量を上回る場合は、募集容量といたします。

^{*18} 連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となることを踏まえ、入札対象工事費を応募容量で除した単価よりも低い最低入札負担金単価となりますので、別紙6をご確認ください。

a 提出書類

- ・入札書（様式2－1）
- ・入札申込書（様式2－2）

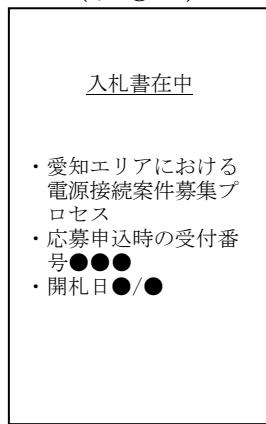
b 提出方法

- ・封筒は、次のとおり中封筒と外封筒の二重封筒としてください。

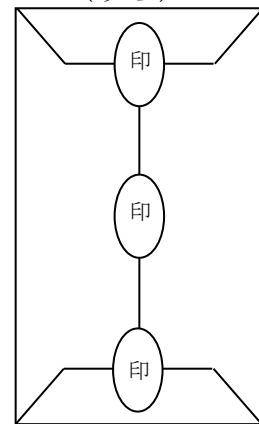
(a) 中封筒

入札書（様式2－1）を封入のうえ、封印してください。また「入札書在中」と表記するとともに「愛知エリアにおける電源接続案件募集プロセス（本プロセスの名称）」「応募申込み時の受付番号」「開札日」（接続検討的回答に併せてお知らせ）を記載してください。

(おもて)

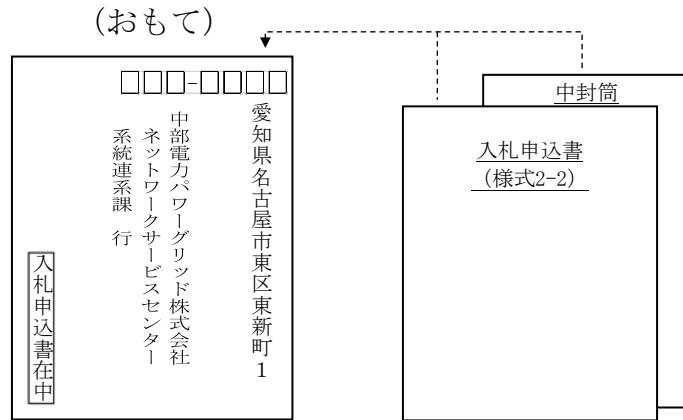


(うら)



(b) 外封筒

入札書(様式2-1)を封入した中封筒と入札申込書(様式2-2)を、接続検討回答時に送付する入札申込書送付用の封筒に入れ、封緘してください。



- ・入札書提出について記録が残るよう、簡易書留等の配達の記録が残る郵送方法にて、入札締切日までに必着にて提出してください。
- ・押捺する印は、『応募申込書(様式1)』と同一としてください。
- ・切手等郵送費用は入札者負担といたします。

c 提出先

- ・中部電力パワーグリッド株式会社 パワーグリッド営業部
ネットワークサービスセンター 系統連系課
〒461-8680 愛知県名古屋市東区東新町1番地
(接続検討回答を送付する際に同封する入札申込書送付用の封筒に記載済)

d 入札締切

- ・2020年10月中旬頃
(応募者には接続検討の回答時に別途お知らせいたします。)

e 提出部数

- ・1部

f 留意事項

- ・次のいずれかに該当する場合は、系統連系希望者の入札が、原則として、無効となります。なお、その場合は、通知のうえ、第1次保証金(後記2.4(2)参照)として振り込まれた額を返金いたします。
 - (a) 記名押捺がない場合
 - (b) 意思表示の内容が不明確な場合
 - (c) 提出書類に虚偽の記載がある場合

- (d) 入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る場合
- (e) 振込期限までに第1次保証金の振込みがない又は不足している場合
 - ・本プロセスの応募者以外は入札できません。
 - ・入札締切後は入札負担金単価の変更はできません。
 - ・入札に申し込まなかった応募者は、本プロセスを辞退したものとして取り扱います。

(2) 第1次保証金（入札保証金）

a 第1次保証金額

- ・入札にあたっては、次の①又は②の いずれか高い方 の金額を第1次保証金としてお振込みください。
 - ① 入札負担金単価 [円／kW]（税抜）×最大受電電力 [kW] × 5%
+消費税等相当額
 - ② 20万円+消費税等相当額
- ・第1次保証金は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨ててください。

b 振込方法と期限

- ・第1次保証金は開札日の2営業日前までにお振込みください。なお、振込手数料は入札者負担といたします。
- ・振込先、振込方法、振込期限、開札日等については、接続検討の回答に併せてご案内いたします。

c 第1次保証金の取り扱い

- ・第1次保証金の取り扱いは、次のとおりといたします。
 - (a) 優先系統連系希望者の第1次保証金
 - ア 本プロセスが成立した場合
 - ・優先系統連系希望者が負担するそれぞれの工事費負担金に充当する。
 - イ 本プロセスが不成立であった場合
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
 - (b) 優先系統連系希望者とならなかった系統連系希望者（以下「非優先系統連系希望者」といいます。）の第1次保証金
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
 - ・上記にかかわらず、入札者が本プロセスを辞退した場合（後記5参照）は、第1次保証金を没収いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、第1次保証金を返金いたします。

- (a) 再接続検討の回答における工事費負担金（入札額を除く。）が、接続検討の回答における提示額（入札対象工事費のうち特定負担分を除く。）※¹⁹※²⁰を超過することを理由に辞退した場合
 - (b) 再接続検討の回答における工期が、接続検討の回答における工期を超過することを理由に辞退した場合
 - (c) 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって本プロセスを辞退せざるを得なくなった場合
- ・入札者から没収した第1次保証金の取り扱いは、次のとおりいたします。
- (a) 本プロセスが成立した場合
 - ・入札対象工事費に充当する。
 - (b) 本プロセスが不成立となった場合
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
 - ・第1次保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は入札者負担といたします。

※¹⁹ 具体的には後記※3-7に記載する「当該設備対策費用を単独で負担することとなったケース（全額負担ケース）での工事費負担金」を指します。

※²⁰ 接続検討の回答における提示額を上回る負担可能上限額（後記2.8(2)参照）を申告している場合は、負担可能上限額となります。

(3) 留意事項（発電場所の重複について）

- ・発電場所の確保は、発電事業を行うにあたっての重要事項の1つであり、系統連系希望者が責任を持って確保するものです。
- ・電源接続案件募集プロセスにおいて、応募者が入札以降に辞退する場合は第1次保証金が、共同負担意思の表明以降に辞退する場合は第1次保証金及び第2次保証金（後記2.8(3)参照）が、原則として、没収されます。また、同プロセス完了以降に辞退する場合は工事費負担金補償金（後記4参照）をご負担いただくことになります。このため、他の応募者との発電場所の重複（以下「地点重複」といいます。）により結果として同プロセスを辞退する場合は、応募者自身が不利益を被ることになります。また、入札以降、同プロセス完了までに優先系統連系希望者の辞退が発生すると、再度の再接続検討が必要となる場合があり、同プロセスが遅延する可能性が生じます。こうした影響を回避するためにも、可能な限り入札前までに地権者等と調整いただきたいといたします。
- ・開札の結果、地点重複の優先系統連系希望者が確認された場合※²¹は、上記の影響を考慮し、当該優先系統連系希望者に地点重複の状況をお知らせいたしますので、他の重複する優先系統連系希望者や地権者等と調整いただきま

すようお願ひいたします^{※22}。なお、本機関及び中部電力PGは、かかる調整に関する仲介・あっせんを行うものではなく、また、諸契約締結後も含め、地点重複により発生した如何なる損害も補償いたしません。

※21 優先系統連系希望者が提出した書面上の記載（申込み時の発電場所の住所等や接続検討申込み時の図面等）等から地点重複が確認された場合に限ります。なお、本機関及び中部電力PGが、地点重複の有無について網羅的な確認を行うものではなく、また、その正確性の確認をしたものではない点について、ご留意ください。

※22 調整に必要となるため、優先系統連系希望者に対し、他の重複する優先系統連系希望者の連絡先等をお伝えいたします（その際、情報の提供について、優先系統連系希望者へ事前・事後の確認等を行うことはありません。）。

2. 5 開札及び優先系統連系希望者の決定

（1）開札

- ・開札は、本機関の立会いのもと、中部電力PGのネットワークサービスセンターにて、公正に実施いたします。

（2）系統連系順位の決定

- ・入札者の連系等の優先順位（以下「系統連系順位」といいます。）は、本機関が入札負担金単価の高い順に決定いたします。
- ・ただし、連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となる場合は、入札負担金単価を次のとおり補正した単価にて順位を決定いたします。

入札負担金単価（補正後）

$$= \text{入札負担金単価} + \text{当該系統連系希望者の一般負担単価}^{※23}$$

- ・同一の入札負担金単価の入札者間の系統連系順位は、原則として、抽選により決定いたします。抽選は、本機関の立会いのもと、中部電力PGのネットワークサービスセンターにて、公正に実施いたします。
- ・系統連系順位は、開札後において入札の成立条件（後記2. 5（4）参照）を満たしている場合に確定するものとし、原則として、その後の状況変化等によって順位は変動しないものといたします（入札の成立条件を満たしていない場合は、対策規模の縮小等を検討し、入札の成立条件を満たしたときに確定いたします。）。

※23 当該系統連系希望者の一般負担単価 [円／kW]

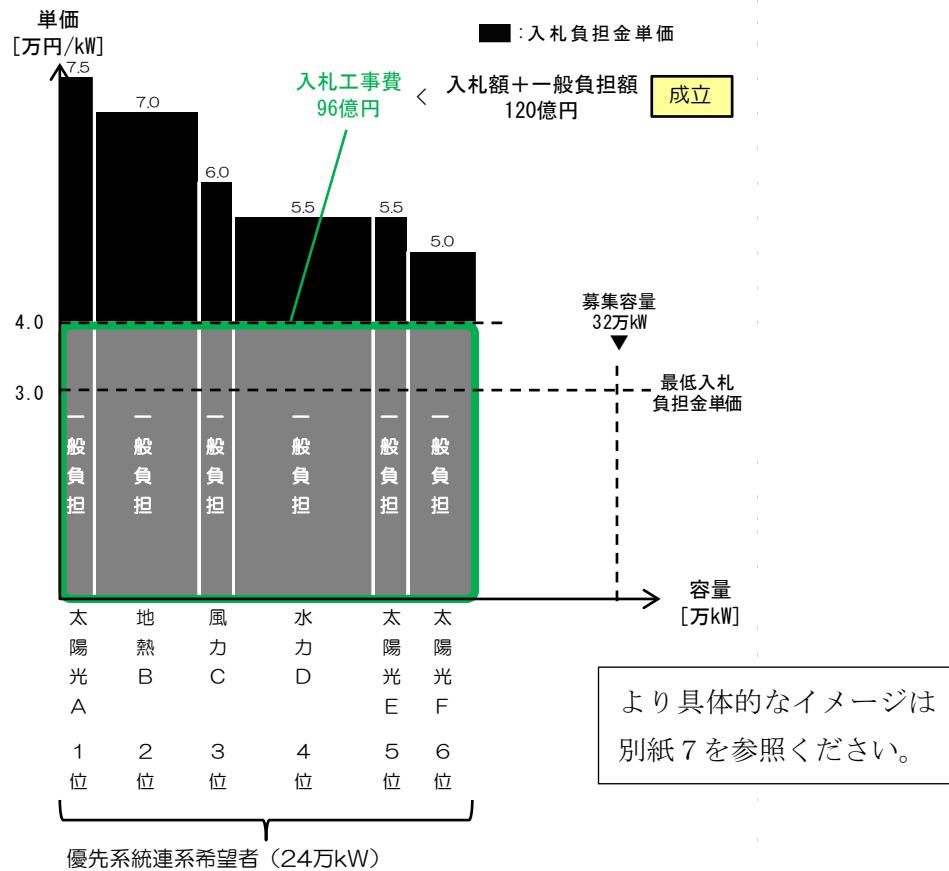
$$= \text{入札対象工事の工事費総額のうち一般負担額}^{※24} [\text{円}]$$

$$/ \text{優先系統連系希望者の最大受電電力の合計} [\text{kW}]$$

ただし、当該系統連系希望者の一般負担の上限額を超える場合は、一般負担の上限額。

※24 入札の成立条件を満たさない等により対策規模を縮小させる場合は、見直し後の対策規模における一般負担額となります。

[系統連系順位の決定イメージ]



(3) 優先系統連系希望者の決定

- ・系統連系順に募集容量の範囲内の入札者が優先系統連系希望者となります（別紙6 参照）。
- ・優先系統連系希望者がプロセスを辞退した場合は、非優先系統連系希望者が繰り上がりで優先系統連系希望者になることがあります。

(4) 入札の成立条件

- ・入札の成立条件は、次を満たす場合といたします。

$$(① + ②) ^{※25} \geq ③$$

- ①：優先系統連系希望者の「入札負担金単価（税抜）×最大受電電力」の合計
- ②：優先系統連系希望者の「当該系統連系希望者の一般負担単価^{※23}×最大受電電力」の合計

- ③：入札対象工事費（税抜）

※25 入札以降の辞退等により、第1次保証金及び第2次保証金（後記2.8(3) 参照）が没収された場合は、没収された保証金の額を左辺に加算いたします。

(5) 開札後の通知

- ・開札の結果、入札の成立条件を満たしている場合は、入札者に対して次の内容を通知いたします。
 - a 優先系統連系希望者
 - ・入札負担金単価
 - ・優先系統連系希望者である旨
 - b 非優先系統連系希望者
 - ・入札負担金単価
 - ・非優先系統連系希望者である旨及び優先系統連系希望者が連系等を希望しない場合等には、優先系統連系希望者となる可能性がある旨

2. 6 再接続検討の実施

- ・優先系統連系希望者の決定後、系統連系順位に基づき、全ての優先系統連系希望者について再接続検討を実施いたします。

2. 7 再接続検討の結果の回答

- ・再接続検討の結果を優先系統連系希望者に回答いたします。

2. 8 共同負担意思の確認

(1) 共同負担意思の表明

- ・優先系統連系希望者は、再接続検討の回答内容をご確認のうえ、原則として、回答書の発送日から20営業日以内に、工事費負担金を負担したうえで連系等を行う意思があるか否かを、中部電力PGに共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）の提出をもってご回答ください。
- ・優先系統連系希望者が、工事費負担金の負担意思が無く、連系等することを希望しない場合は、本プロセスを辞退したものとし、第1次保証金を没収いたします（前記2. 4 (2) c 参照）。
- ・上記期限内に共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）を提出いただけない場合は、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望しないものとして取り扱います。
- ・優先系統連系希望者が辞退した場合又は辞退したものとして取り扱われる場合は、当該優先系統連系希望者を除いたうえで、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。この場合は、繰り上がりで優先系統連系希望者となる非優先系統連系希望者がいる場合は、当該系統連系希望者に再度実施した再接続検討結果を回答いたしますので、当該回答をご確認いただき、

工事費負担金を負担したうえで連系等を行う意思があるか否かを、共同負担意思確認書（様式3－1又は様式3－2）の提出をもってご回答ください。

（2）負担可能上限額の申告

- ・共同負担意思確認時に共同負担意思があることを表明する優先系統連系希望者には、他の優先系統連系希望者が辞退した場合の工事費負担金^{※26}の増加に備えて、事業性等から合理的に許容される工事費負担金^{※26}の上限額（以下「負担可能上限額」といいます。）を、共同負担意思確認書（様式3－1）において予め申告いただき^{※27}、負担可能上限額以下の場合は「負担可能」、負担可能上限額を超過する場合は原則^{※28}「辞退」として取り扱う^{※29}ことで、都度の共同負担意思確認を不要とし、プロセス完了の早期化を図ります。

※26 入札額を除いた額になります。

※27 負担可能上限額の申告以降、原則として、額の変更は認められませんので、過少に申告し辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告してください。

※28 工事費負担金が当該優先系統連系希望者の負担可能上限額を超過する場合でも、工事費負担金の確定における入札対象工事の工事費負担金の補正（後記3.3参照）により、入札額の減額補正が見込まれる場合は、当該減額補正予定額も考慮のうえ、当該優先系統連系希望者が費用負担可能か判断いたします。

※29 辞退扱いとなる場合についても、第1次保証金の返金事由（前記2.4（2）c参照）に該当しないときは、第1次保証金を没収いたします。

（3）第2次保証金（共同負担意思保証金）

- ・共同負担意思確認時に共同負担意思があることを表明する場合は、当該共同負担意思の履行を担保するものとして、第2次保証金を申し受けます。
 - a 第2次保証金額
 - ・第1次保証金と同額（前記2.4（2）a参照）
 - b 振込方法と期限
 - ・振込金額、振込先、振込期限等については、共同負担意思確認時にご案内いたします。
 - ・振込手数料は優先系統連系希望者の負担といたします。
 - c 第2次保証金の取り扱い
 - ・第2次保証金の取り扱いは次のとおりといたします。
 - (a) 本プロセスが成立した場合
 - ・優先系統連系希望者が負担するそれぞれの工事費負担金に充当する。
 - (b) 本プロセスが不成立であった場合
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2－2）に記載の口座に返金する。

- ・上記にかかわらず、優先系統連系希望者が本プロセスを辞退した場合（後記5参照）は、第2次保証金を没収いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、第2次保証金を返金いたします^{※30}。

(a) 他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果、工事費負担金^{※26}が、優先系統連系希望者の申告した負担可能上限額^{※26}を超過したことにより辞退として取り扱われる場合

(b) 他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果、工期が、共同負担意思の表明の前提とした再接続検討回答の工期を超過していることを理由に辞退した場合

(c) 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって本プロセスを辞退せざるを得なくなった場合

- ・優先系統連系希望者から没収した第2次保証金の取り扱いは、次のとおりといたします。

(a) 本プロセスが成立した場合

- ・入札対象工事費に充当する。

(b) 本プロセスが不成立となった場合

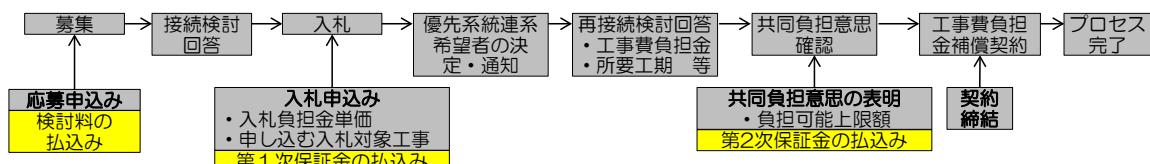
- ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。

- ・振込期限までに第2次保証金の振込みがないとき、又は不足しているときには、系統連系希望者の共同負担意思の表明が、原則として、無効となります。その場合は、当該優先系統連系希望者に通知のうえ、第2次保証金として振り込まれた額を返金いたします。

- ・第2次保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は優先系統連系希望者の負担といたします。

※30 本項ただし書に基づき第2次保証金が返金される場合であっても、第1次保証金の返金事由（前記2.4(2)c参照）に該当しないときは、第1次保証金を没収いたします。

＜検討料・保証金払込みのタイミング＞



(4) 工事費負担金の確定

- ・入札対象工事について入札の成立条件を満たしている場合で、全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であるとき、入札対象工事の工事費負担金等の減額補正（後記3.3参照）を実施のうえ、本プロセスにおける工事費

負担金の額が確定^{※3 1}いたします。

- ・工事費負担金の額が確定した場合は、次の内容を該当者に連絡いたします。
 - a 優先系統連系希望者
 - ・工事費負担金の額が確定した旨
 - ・再接続検討の結果の回答（辞退等による再度の再接続検討や入札対象工事の工事費負担金の補正（後記3. 3参照）を行ったもの）
 - ・工事費負担金補償契約のご案内
 - b 前記（2）において辞退扱いとなった入札者
 - ・申告した負担可能上限額^{※2 6}
 - ・辞退扱いとなった際の工事費負担金^{※2 6}、入札額の減額補正予定額
 - ・本プロセスの完了後、第2次保証金を返金する旨

※3 1 本プロセス完了後の調査測量等により必要工事費等が増減することがあります。

2. 9 工事費負担金補償契約の締結

- ・工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、工事費負担金の確定日から、原則として、10営業日以内に中部電力PGとの間で工事費負担金補償契約^{※3 2}を締結していただきます。工事費負担金補償契約を締結した優先系統連系希望者が、本プロセスの完了以降に連系等ができなくなった場合は、同契約に基づき工事費負担金補償金をご負担いただきます。
- ・本プロセスにおいて締結された工事費負担金補償契約に基づく工事費負担金補償金を、支払期限までにご負担いただけない系統連系希望者は、他の系統アクセス手続への応募等に際し、第三者の支払保証書類（金融機関の債務保証等、他の系統連系希望者に影響がないことを担保するもの）の提出を求められる場合があります。この求めに応じられない場合、系統アクセス手続への応募等を受け付けられないことがあります。
- ・上記期限内に工事費負担金補償契約を締結しない優先系統連系希望者については、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望せず辞退したものとして取り扱います。この場合は、当該優先系統連系希望者を除いたうえで、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。また、原則として、第1次保証金及び第2次保証金を没収いたします。
- ・一部又は全部の優先系統連系希望者が、工事費負担金補償契約を締結しない場合は、前記2. 8（4）の工事費負担金の確定は無効とし、再度、再接続検討を実施いたします。この場合は、工事費負担金補償契約はその効力を発しません。

※3 2 当該工事費負担金補償契約は、本プロセスが完了し、本プロセスの結果を公表した時点で効力を発します。

2. 10 本プロセスの成否と完了

(1) 本プロセスが成立する場合

- ・全ての優先系統連系希望者と中部電力PGとの間で工事費負担金補償契約が締結された場合は、本プロセスは成立いたします。
- ・本プロセスが成立した場合は、優先系統連系希望者及び非優先系統連系希望者にその旨を通知するとともに、工事費負担金補償契約を締結した優先系統連系希望者に対し、中部電力PGから契約申込みの手続についてご案内いたします。
- ・本プロセスが成立した場合は、非優先系統連系希望者及び辞退したものとして取り扱う系統連系希望者が行った本プロセスへの全ての手続（接続検討申込み、応募、入札等）は無効となります。

(2) 本プロセスを不成立とする場合

- ・優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合は、系統増強規模の縮小等により成立を試みます（別紙9参照）が、それでも成立に至らない場合は、原則として、その時点で本プロセスは不成立いたします。
- ・本プロセスが不成立となった場合は、系統連系希望者が行った全ての行為（接続検討申込み、応募、入札等）は無効となります。

(3) 本プロセスの完了

- ・本プロセスが成立した場合又は不成立となった場合は、本プロセスは完了いたします。

2. 11 本プロセスの結果の公表

- ・本機関及び中部電力PGは、本プロセス完了後の結果について、次の内容を公表いたします（ただし、d及びeは本プロセスが成立した場合に限ります）。
 - a 本プロセスの成否
 - b 応募件数及び応募容量
 - c 入札件数、入札容量、入札総額及び平均入札負担金単価（単純平均）
 - d 優先系統連系希望者の件数、連系容量、入札総額及び平均入札負担金単価（単純平均）
 - e 没収された第1次保証金及び第2次保証金の件数・総額 等

2. 12 契約申込み

- ・優先系統連系希望者には、原則として、本プロセスの結果の公表日から10営業日以内に、再接続検討の回答内容をふまえ、中部電力PGに契約申込み^{※33}を行っていただきます。

- ・契約申込み後、中部電力PGとの間で、接続契約、工事費負担金契約その他の必要となる契約を締結していただきます。
- ・上記期限内に契約申込みを行っていない場合は、原則として、当該優先系統連系希望者が連系等を希望せず辞退したものとして取り扱います。
- ・契約申込み後、中部電力PGが連系承諾したにもかかわらず、正当な理由なく、中部電力PGの指定する期日までに工事費負担金契約を締結していただけない場合は、中部電力PGは、優先系統連系希望者との間で締結した接続契約その他の契約を解除いたします。
- ・前2項の場合であっても、契約申込みを行わなかった優先系統連系希望者又は契約を解除された優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づき、工事費負担金補償金をご負担いただきます。

※3.3 優先系統連系希望者が同時申込み（後記6.2参照）を行っている場合は、意思表明書の提出になります。

3 工事費負担金について

3. 1 工事費負担金の算出方法

- ・優先系統連系希望者が送電系統に連系等をするにあたっては、次の概算工事費の合計額を工事費負担金としてご負担いただきます。

(1) 入札対象工事

- ・入札負担金単価 [円／kW] ×最大受電電力 [kW]

(2) 電源線工事

- ・電源線の新設工事費用及び既設設備の対策工事費用

ただし、複数の優先系統連系希望者で対策工事の設備を共用する場合は、共用する部分の工事費を共用する優先系統連系希望者^{※3.4}の最大受電電力で按分した額

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・変電所・バンク逆潮流対策工事費用^{※3.5}

(4) その他供給設備工事

- ・その他供給設備工事（上位系統の送電線増強工事、配電用変電所増強工事等）のうち、当該優先系統連系希望者が利用する設備対策の工事費用の特定負担分。

ただし、複数の優先系統連系希望者で対策工事の設備を共用する場合は、その工事費用の特定負担分を共用する優先系統連系希望者^{※3.4}の最大受電電力で按分した額

(5) 一般負担の上限超過額

- ・入札対象工事に係る当該優先系統連系希望者の一般負担額^{※3.6}とその他供給設備工事の一般負担額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額。

ただし、複数の優先系統連系希望者でその他供給設備を共用する場合は、入札対象工事に係る当該優先系統連系希望者の一般負担額^{※3.6}とその他供給設備工事の一般負担額を共用する優先系統連系希望者^{※3.4}の最大受電電力で按分した額との合計額において、一般負担の上限額を超過した額

※3.4 対策工事の起因となる系統連系順位以降の優先系統連系希望者で共用いたします。

※3.5 託送供給等約款により算出いたします。

※3.6 入札対象工事に係る当該優先系統連系希望者の一般負担単価^{※2.2}×最大受電電力

3. 2 入札前の接続検討における工事費負担金の回答内容

- ・前記3. 1にかかわらず、入札前の接続検討時点においては、系統連系順位が未決定のため、全ての応募者が連系等を行うことを前提に、次の内容で工事費負担金概算を回答いたします。

(1) 入札対象工事

- ・入札対象工事のうち特定負担分

(2) 電源線工事

- ・全ての応募者が連系等をした場合の当該応募者に係る工事費負担金^{※37}

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・全ての応募者が連系等をした場合に連系先の配電用変電所でバンク逆潮流対策工事が必要となる場合は、その工事費負担金^{※35}

(4) その他供給設備工事

- ・全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち、当該応募者が利用する設備の工事費負担金^{※37}

(5) 一般負担の上限超過額

- ・入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担額^{※36}とその他供給設備工事のうち当該応募者が利用する設備の一般負担額との合計額において、一般負担の上限額を超過した額^{※37}

※37 対策工事の設備を利用する全ての応募者で按分したケース（容量按分ケース）の工事費負担金^{※38}と、当該応募者が設備対策費用を単独で負担するケース（全額負担ケース）での工事費負担金^{※39}を回答いたします。

※38 系統連系順位によっては、現状設備の空容量の範囲内のため、設備対策の費用負担が不要となる場合がありますが、系統連系順位が未決定の段階のため、全ての応募者の応募内容に基づき按分し、算定いたします。

※39 他の応募者が系統連系順位に基づいて現状設備の空容量の範囲内で連系し、当該応募者が単独でその他供給設備工事の費用を負担せざるを得なくなったイメージです。

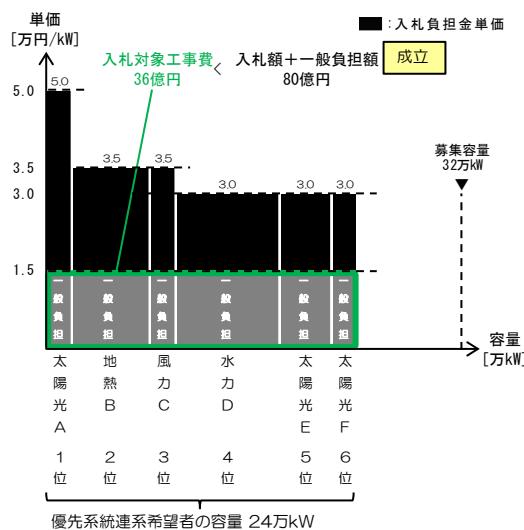
3. 3 工事費負担金の確定時における入札対象工事の工事費負担金等の減額補正

前記2. 8 (4) の共同負担意思確認後の工事費負担金の確定時において、優先系統連系希望者の入札負担金及び一般負担額の合計が入札対象工事費を超過する額を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額について、入札対象工事の工事費負担金等を減額補正します（負担金単価としては、一律に減少することとなります）。また、没収された第1次保証金及び第2次保証金の合計を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額について、入札対象工事の工事費負担金等に充当します。ただし、減額補正の限度は、入札額と一般負

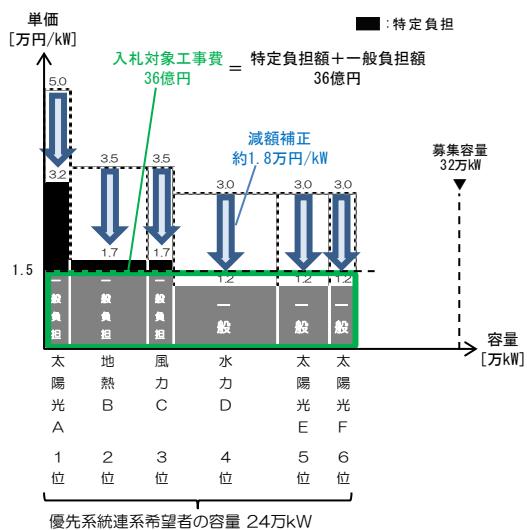
担額の合計までとします。

〈例〉減額補正のイメージ

【入札後】



【工事費負担金確定時（補正後）】



3. 4 工事完了後における工事費負担金の精算

- 工事完了後に、支払済みの工事費負担金と工事完了により確定した工事費負担金に差異が生じた場合は、その差額を精算いたします^{※40}。

※40 工事費負担金補償金（後記4.1参照）を負担した優先系統連系希望者がいる場合で、工事完了により確定した工事費が、工事費負担金補償金額の算定の前提とした工事費を下回っていることにより工事費負担金補償金額の減額が生じているときは、当該優先系統連系希望者も含めて精算いたします。ただし、設備の使用開始後3年が経過するまでの間に新たに当該設備を利用する事業者（以下「新規利用事業者」といいます。）があった場合における優先的な返金（後記3.5参照）により、当該設備に係る工事費負担金補償金が全て返金されている場合を除きます。

3. 5 工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算

- 設備の使用開始後3年が経過するまでの間に新たに新規利用事業者があった場合、中部電力PGの託送供給等約款等に基づき、当該設備の使用開始当初から新規利用事業者も共用するものとして算定いたします。その場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則として、その差額を精算いたします。
- 上記の場合において、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、新規利用事業者の工事費負担金等は当該優先系統連系希望者に優先的に返金いたします。ただし、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者が複数いる場合は、当該優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償

金の額に応じて、按分した額といたします。

- ・工事費負担金の精算は、原則として、工事完了後、年度ごとに1回実施いたします。

4 工事費負担金補償契約について

4. 1 工事費負担金補償金

- ・前記「2. 9 工事費負担金補償契約の締結」に記載のとおり、工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、中部電力PGとの間で工事費負担金補償契約を締結していただきます。
 - ・本プロセスの完了以降、優先系統連系希望者が連系等をできなくなった場合は、当該優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づく工事費負担金補償金をご負担いただきます。
 - ・工事費負担金補償金は、原則として、次に示す項目の合計額^{※4 1}といたします。
 - a 入札対象工事の工事費負担金
 - b 電源線工事のうち他の優先系統連系希望者と共に用する設備に係る工事費負担金
 - c その他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共に用する設備に係る工事費負担金
 - d 入札対象工事及びその他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共に用する設備の当該優先系統連系希望者に係る工事費用の一般負担分
- ※4 1 本プロセス完了後の調査測量等により必要な工事費等が増減することがあります。

4. 2 工事費負担金補償金の精算

- ・次の場合は、優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金をそれぞれの精算方法に準じて精算いたします。
 - a 工事完了後の精算時
前記「3. 4 工事完了後における工事費負担金の精算」に定める方法
 - b 新規発電設備連系による工事費負担金精算時
前記「3. 5 工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算」に定める方法

5 辞退の手続について

- ・本プロセスの応募者が本プロセスの辞退を希望する場合は、次の方法にしたがって、辞退書を提出してください。なお、辞退書の提出により、辞退者が行った本プロセスの全ての手続（接続検討申込み、応募、入札等）は無効となります。

5. 1 提出書類

- ・辞退書（様式4）
押捺する印は、『応募申込書（様式1）』と同一としてください。

5. 2 提出方法

- ・辞退書を持参又は郵送（簡易書留等配達の記録が残るもの）してください。

5. 3 提出場所

- ・「2. 1 (1) b 提出先」と同じ

5. 4 提出部数

- ・1部

6 その他

6. 1 送電系統の暫定的な容量確保について

- ・電源接続案件募集プロセスにおいて、暫定的に確保する送電系統の容量は次のことおりといたします。

期 間	対象となる送電系統	確保する容量
プロセス開始の公表～募集要綱の公表	開始時に公表した送電系統及びその上位系統	対象エリアの空容量分
募集要綱の公表～応募締切	募集要綱で定める入札対象工事の対象設備及びその上位系統	募集要綱で定める募集容量分
応募締切～入札締切	応募者の連系点の上位系統	応募者の最大受電電力分
入札締切～プロセス成立	入札者の連系点の上位系統	入札者の最大受電電力分 (再入札の場合は規模縮小時の連系可能量)
プロセス成立	優先系統連系希望者の連系点の上位系統	優先系統連系希望者の最大受電電力分

- ・なお、周波数変動面（30日等出力制御枠）の容量は、優先系統連系希望者の決定時点（ただし、入札の成立条件を満たしている場合に限ります。）において、系統連系順位に基づいて優先系統連系希望者の最大受電電力分を確保し、30日等出力制御枠の範囲内の系統連系順位の優先系統連系希望者までが枠内となります。

6. 2 同時申込みについて

- ・応募者がFIT法に定める特定供給者の場合で、FIT電源の連系等を希望するときは、本プロセスの成立前でも、同時申込みを行うことができます。

6. 3 本プロセスの中止について

- ・応募された容量が極端に少ない場合等、本プロセスを継続したとしても不成立となる蓋然性が高いと本機関が判断したときは、本プロセスを中止することができます。なお、本プロセスを中止するときは、本プロセスの申込者又は応募者（応募を希望する者を含む。）に対して、意見を聴取いたします。

6. 4 改正FIT法に関する留意事項について^{※4.2}

（1）事業用太陽光発電に関する運転開始期限について

- ・FIT認定日（認定の経過措置対象となる案件については、みなし認定移行日）から3年の運転開始期限を超過した場合は、超過した分だけ調達期間が短縮さ

れます。

(2) 風力、水力、地熱及びバイオマス発電に関する運転開始期限について

- ・2018年度以降新たに認定を受けるものは、10kW以上の太陽光発電設備と同様、認定を受けた日から次の運転開始期限を超過した場合は、超過した分だけ調達期間が短縮されます。
 - ①風力発電設備：4年（ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが必要な場合は、8年）
 - ②水力発電設備：7年（ただし、多目的ダムに併設されるものであって、認定後に国土交通大臣、都道府県知事等により当該多目的ダムの工事期間が延長された場合は、当該延長期間を加えた期間）
 - ③地熱発電設備：4年（ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが必要な場合は、8年）
 - ④バイオマス発電設備：4年
- ・入札される場合は、上記（1）及び（2）の点も考慮のうえ、入札負担金単価をご検討ください。

(3) FIT入札制度に参加する場合の注意事項について

- ・前記「1. 3 スケジュール」に記載のとおり、本プロセスの完了は2021年2月中旬頃を見込んでおります（ただし、応募の状況等により変更となる場合があります。）。
- ・次の発電設備の区分等で、FIT入札制度に参加する場合は、プロセスの期間中に、落札者の認定の取得期限を超過する可能性がありますので、十分ご留意ください。
 - ①出力250kW以上の太陽光発電設備
 - ②着床式洋上風力発電設備
 - ③出力10,000kW以上的一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備
 - ④バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備

※4.2 改正FIT法関係の正確な内容は、資源エネルギー庁のHPをご確認ください。

経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

6. 5 募集対象エリアにおける系統アクセス業務

(1) 本プロセス期間中の系統アクセス関係の申込み

- ・前記6.1のとおり、電源接続案件募集プロセスが開始された場合は、募集対象エリアの送電系統の連系可能量（現状の空容量を含む）が本プロセスに

より全て確保されることから、募集対象エリアでの系統アクセス関係の申込みは、原則として、次表のとおりの取り扱いとなります。

申込内容	取扱内容	補 足
事前相談申込み	プロセス完了後に回答	<ul style="list-style-type: none"> プロセスによって募集対象エリアの系統状況が変動するため、プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始 ただし、プロセスの完了前であっても、「発電設備等設置場所から連系点（想定）までの直線距離」※⁴³は、申込者が希望する場合は回答可能
接続検討申込み	プロセス完了後に回答	<ul style="list-style-type: none"> プロセスによって募集対象エリアの系統状況が変動するため、プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始
契約申込み、意思表明書の提出	受付不可	<ul style="list-style-type: none"> プロセスの開始によって当該申込者の接続検討回答の前提とした系統状況から変動が生じているため

- 事前相談及び接続検討申込みについては、本プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始いたします。そのため、通常の場合と比べて、回答時期が遅延する可能性があることをご理解ください。なお、事前相談においては、事前相談申込者の希望に応じ、本プロセスの完了前においても「発電設備等設置場所から連系点（想定）までの直線距離」※⁴³のみ回答することは可能ですので、事前相談申込み時にご希望をお伝えください。
- 契約申込みについては、接続検討の回答を受領している場合であっても、本プロセスの開始によって、回答時点から系統状況が変動しているため、受け付けられません※⁴⁴

※4 3 高圧の送電系統に連系する場合は、連系点（想定）から連系を予定する配電用変電所までの既設高圧流通設備の線路亘長

※4 4 同時申込みを行っている系統連系希望者が意思表明書の提出を行った場合も同様に受け付けられません。

(2) 本プロセスの開始に伴う申込済の接続検討申込みの取り扱い

- 接続検討申込済で回答未受領（未回答）の募集対象エリアの系統連系希望者が、本プロセスに応募しない場合は、接続検討の申込みを取り下げることができます。この場合、当該系統連系希望者に対して、中部電力PGから受領済みの検討料を返金いたします（ただし、振込手数料は系統連系希望者の負担といたします。）なお、接続検討の申込みを取り下げない場合で本プロセスに応募しないときは、前記（1）の場合と同様に、本プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始いたします。

(3) その他

- ・電源接続案件募集プロセス成立後に当該送電系統の更なる増強が必要となる場合は、接続検討の回答における工事費負担金が高額となることがあります。
- ・電源接続案件募集プロセス成立後の接続検討の結果、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となり、系統連系希望者が共同負担者の募集を希望する場合であっても、同プロセスの成立によって設備対策を共用する系統連系希望者が減少しているため、プロセスの成立に足りる応募が見込めない可能性があります。

6. 6 本募集要綱に記載の無い事項について

- ・本募集要綱に記載の無い事項については、本機関の業務規程及び送配電等業務指針、本機関のHPに公表する内容^{※4.5}、中部電力PGが定める託送供給等約款並びに関連諸法令によるものといたします。
- ・本募集要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、本機関にて取り扱いを検討し、関係する応募者等に通知又は公表いたします。

※4.5 本機関HP「電源接続案件募集プロセス」

<https://www.occto.or.jp/access/process/index.html>

以 上

別紙1 募集対象エリア

注) 以下以外のエリアにおいても対象となる場合がありますので、詳細は中部電力PGにお問い合わせください(別紙4「3 問合せ」参照)。

愛知県

市町村	詳細地域
名古屋市	<p>【千種区一部】 井上町、稻舟通、園山町、花田町、覚王山通、観月町、丸山町、菊坂町、丘上町、宮東町、橋本町、鏡池通、桐林町、見附町、御棚町、向陽、向陽町、幸川町、高見、今池、今池南、桜が丘、山手通、山添町、山門町、四谷通、鹿子町、春岡、春岡通、春里町、小松町、松軒、松竹町、城山町、城木町、新栄、新池町、神田町、仁座町、吹上、星が丘元町、星が丘山手、星ヶ丘、清住町、西崎町、西山元町、青柳町、千種、千種通、千種本町、千代が丘、川崎町、大久手町、大島町、池園町、池下、池下町、池上町、仲田、朝岡町、天白町大字植田、田代町、田代本通、唐山町、東山元町、東山通、東明町、徳川山町、内山、南明町、楠元町、日岡町、日進通、日和町、猫洞通、萩岡町、八雲町、姫池通、平和が丘、穂波町、豊年町、堀割町、本山町、末盛通</p> <p>【東区一部】 葵、久屋町、黒門町、車道町、主税町、上堅杉町、泉、代官町、大松町、東外堀町、東桜、東新町、東片端町、筒井、筒井町、徳川、白壁、武平町、豊前町、樟木町</p> <p>【北区一部】 名城</p> <p>【西区一部】 栄生、押切、花の木、菊井、牛島町、城西、新道、数寄屋町、浅間、則武新町、天神山町、那古野、樋の口町、枇杷島、幅下、堀端町、名駅、名西</p> <p>【中村区一部】 稻上町、稻西町、稻葉地町、稻葉地本通、烏森町、運河町、押木田町、横井、横前町、黄金通、沖田町、下広井町、下中村町、下米野町、角割町、鴨付町、乾出町、岩上町、岩塚町、岩塚本通、宮塚町、牛田通、京田町、郷前町、熊野町、剣町、権現通、五反城町、向島町、荒輪井町、香取町、高須賀町、砂田町、若宮町、宿跡町、小鴨町、松重町、上石川町、上米野町、城屋敷町、城主町、深川町、西栄町、西日置、西米野町、千成通、川前町、草薙町、則武、則武本通、太閤、太閤通、大宮町、大正町、竹橋町、中村中町、中村町、中村本町、中島町、長戸井町、長草町、長篠町、鳥居西通、椿町、東宿町、鈍池町、那古野、二ツ橋町、二瀬町、日ノ宮町、白子町、畠江通、八社、八田町、平池町、並木、豊国通、北浦町、北畠町、牧野町、本陣通、名駅、名駅南、名西通、野上町、野田町、靖国町</p> <p>【中区一部】 葵、伊勢山、栄、丸の内、橘、錦、金山、古渡町、三の丸、松原、上前津、新栄、新栄町、正木、千代田、大井町、大須、東桜、二の丸、富士見町、平和、本丸、門前町</p> <p>【昭和区全域】【瑞穂区全域】</p> <p>【熱田区一部】 一番、横田、河田町、花表町、外土居町、玉の井町、金山、金山町、古新町、五番町、五本松町、桜田町、三番町、三本松町、四番、新尾頭、神</p>

	<p>宮、神野町、西郊通、西野町、青池町、切戸町、千代田町、川並町、大宝、沢下町、沢上、池内町、中出町、南八熊町、二番、熱田西町、波寄町、幡野町、八番、比々野町、尾頭町、明野町、夜寒町、野立町、六番、六野</p> <p>【中川区一部】</p> <p>愛知町、一色新町、一柳通、烏森町、運河町、運河通、榎松町、榎津西町、横井、横前町、横堀町、下之一色町、花池町、開平町、外新町、岩塚町、吉良町、宮脇町、笈瀬町、牛立町、玉川町、九重町、月島町、五月通、五月南通、五女子、五女子町、好本町、広住町、広川町、広田町、江松、江松西町、荒越町、荒江町、荒子、荒子町、荒中町、高杉町、高畠、細米町、三ツ池町、山王、四女子町、篠原橋通、若山町、宗円町、舟戸町、十一番町、十番町、助光、小城町、小塙町、小本、小本本町、松ノ木町、松重町、松葉町、上高畠、上流町、乘越町、澄池町、西日置、西日置町、石場町、川前町、前田西町、前並町、草平町、太平通、打出、打出町、打出本町、打中、大塩町、大地、大当郎、丹後町、中花町、中京南通、中郷、中須町、中川運河、中島新町、中野本町、長須賀、長良町、辻畠町、的場町、土野町、東かの里町、南八熊町、南脇町、幡野町、八熊、八熊通、八神町、八田町、八田本町、八幡本通、尾頭橋、尾頭橋通、百船町、富船町、富田町大字榎津、富田町大字千音寺、富田町大字前田、富田町大字伏屋、富田町大字万場、伏屋、福住町、法華、法華西町、豊成町、本前田町、万場、万町、野田、柳森町、柳瀬町、柳川町、柳田町、柳島町、柳堀町、露橋、露橋町</p> <p>【港区一部】</p> <p>九番町、七番町、昭和町、船見町、大江町、潮見町、東海通、東築地町、南十一番町、南十番町、本星崎町、木場町、龍宮町</p> <p>【南区全域】</p> <p>【守山区一部】</p> <p>喜多山、喜多山南、元郷、原境町、御膳洞、向台、今尻町、四軒家、小幡、小幡常燈、小幡中、小幡南、小幡北、松坂町、城土町、森孝、森孝東、翠松園、青山台、川東山、太田井、大字下志段味、大字吉根、大字牛牧、大字小幡、大字川、大字大森、大森、大森八龍、大森北、大谷町、茶臼前、天子田、白山、八剣、菱池町、苗代、弁天が丘、本地が丘、野萩町、竜泉寺、緑ヶ丘、脇田町、藪田町</p> <p>【緑区全域】</p> <p>【名東区全域】【天白区全域】</p>
一宮市	<p>【一部】</p> <p>丹陽町五日市場</p>
稻沢市	<p>【一部】</p> <p>井之口沖ノ田町、井之口柿ノ木町、井之口四家町、井之口小番戸町、井之口親畠町、井之口石塚町、井之口大宮町、井之口大坪町、井之口町、井之口鶴田町、井之口白山町、井之口本町、奥田井之下町、奥田寺切町、奥田酒伊町、奥田切田町、奥田膳棚町、奥田大沢町、奥田中切町、奥田町、奥田長角町、奥田天神町、奥田立長町、奥田流町、下津下町西、下津下町東、下津寺前町、下津小井戸町、下津森町、下津丹下田町、下津町、下津土山町、下津南山町、下津北山町、下津油田町、小池、小池正明寺町、増田北町、長東町、日下部花ノ木町、日下部松野町、日下部西町、日</p>

	下部中町、日下部町、日下部東町、日下部南町、日下部北町、菱町、北市場西町、北市場町、北市場南町、北市場本町、六角堂西町、六角堂東町
北名古屋市	【一部】 宇福寺、沖村、九之坪、山之腰、西之保、石橋、中之郷、徳重、法成寺、北野、弥勒寺西、弥勒寺東、鍛治ヶ一色
清須市	【一部】 一場、一場弓町、一場福島、下河原、花水木、廻間、寺野、春日、助七、上条、新清洲、須ヶ口、須ヶ口駅前、清洲、西市場、西須ヶ口、西田中、西堀江、大嶋、中河原、朝日、土器野、土田、東外町、東須ヶ口、桃栄、鍋片、萩野
あま市	【一部】 栄、下萱津、坂牧、小路、上萱津、新居屋、森、甚目寺、西今宿、石作、中萱津、方領、本郷
海部郡 大治町	【全域】
瀬戸市	【一部】 広久手町
尾張旭市	【一部】 旭ヶ丘町（山の手）、旭前町、旭前町（新田洞、北）、稲葉町、印場元町、印場元町（細田、北山）、下井町（前の上）、霞ヶ丘（町中、町南、町北）、吉岡町、向町、桜ヶ丘町、桜ヶ丘町（西）、渋川町、庄中町、庄南町、城山町（向ヶ丘、三ツ池、城山、長池下）、城前町、城前町（茅池、上大道、城前）、新居町（五反田、今池下、山の田、寺田、西浦、明才切、木の本）、西の野町、西の野町（豆塚）、西山町、西大道町（下大道、五輪塚、前田、八瀬の木前、六兵衛前）、新居、大塚町、長坂町（南山）、東印場町、東印場町（二反田）、東山町、東大道町（原田、山の内、曾我廻間）、東名西町、南原山町（南原山）、南新町（中畑）、白鳳町、平子ヶ丘町、平子町（西、中通、長池上、東、北）、北原山町（六田池）、北山町（北山、六反田）、緑町緑ヶ丘
長久手市	【一部】 井堀、卯塚、下山、下川原、蟹原、鴨田、久保山、熊田、原山、原邸、五合池、荒田、根の神、根嶺、作田、桜作、市が洞、菖蒲池、上川原、西原山、打越、段の上、丁子田、長配、塚田、東原山、南原山、櫟木、平池、片平、杣ヶ池
日進市	【全域】
愛知郡 東郷町	【全域】
豊明市	【全域】
大府市	【一部】

	一屋町、横根町、梶田町、吉川町、吉田町、宮内町、共栄町、共西町、共和町、月見町、江端町、高丘町、若草町、森岡町、神田町、大東町、大府町、中央町、朝日町、長根町、長草町、追分町、東新町、桃山町、半月町、柊山町、米田町、北崎町、北山町、明成町
東海市	【全域】
知多市	【一部】 つつじが丘、にしの台、阿原、岡田、岡田緑が丘、佐布里、佐布里台、山屋敷、上り戸、新知、新知東町、新長根、新刀池、新舞子、吹込、大興寺、大僧、中原、東大僧、南谷、馬背口、梅が丘、八幡、柳花
半田市	【全域】
常滑市	【一部】 セントレア以外の地域
知多郡 東浦町	【全域】
知多郡 阿久比町	【全域】
知多郡 武豊町	【全域】
知多郡 美浜町	【全域】
知多郡 南知多町	【全域】
豊田市	【全域】
みよし市	【全域】
刈谷市	【全域】
知立市	【全域】
高浜市	【全域】
碧南市	【全域】
安城市	【全域】
岡崎市	【一部】 葵町、安戸町、安藤町、伊賀新町、伊賀町、井ノ口新町、井ノ口町、井田新町、井田西町、井田町、井田南町、井内町、一色町、稻熊町、宇頭町、宇頭東町、宇頭南町、宇頭北町、羽栗町、羽根西、羽根西新町、羽根町、羽根東町、羽根北町、雨山町、栄町、奥山田町、奥殿町、岡町、下衣文町、下佐々木町、下三ツ木町、下青野町、下和田町、河原町、花崗町、外山町、柿田町、樅山町、鴨田町、鴨田南町、鴨田本町、茅原沢町、丸山

	町、岩戸町、岩中町、岩津町、亀井町、久右エ門町、久後崎町、宮石町、宮地町、魚町、橋目町、錦町、駒立町、桑原町、桑谷町、恵田町、欠町、元欠町、元能見町、戸崎元町、戸崎新町、戸崎町、向山町、広幡町、康生町、康生通西、康生通東、康生通南、江口、高橋町、高隆寺町、合歓木町、国正町、根石町、才栗町、細川町、在家町、材木町、坂左右町、桜井寺町、三崎町、山綱町、市場町、鹿勝川町、若宮町、若松町、若松東、寿町、十王町、曙町、小丸町、小針町、小美町、小呂町、庄司田、昭和町、松橋町、松本町、上衣文町、上佐々木町、上三ツ木町、上青野町、上地、上地町、上明大寺町、上里、上六名、上六名町、上和田町、城南町、城北町、新居町、新堀町、森越町、真宮町、真伝、真伝町、真福寺町、秦梨町、針崎、針崎町、仁木町、須淵町、吹矢町、菅生町、正名町、生平町、西阿知和町、西魚町、西藏前町、西大友町、西中町、西本郷町、青木町、石神町、赤渋町、切山町、川向町、蔵次町、大井野町、大高味町、大樹寺、大西、大西町、大代町、大幡町、大平町、大門、大柳町、大和町、滝町、丹坂町、鍛塙町、池金町、中伊西町、中伊町、中園町、中岡崎町、中村町、中町、中田町、中島西町、中島中町、中島町、中島東町、中之郷町、柱、柱曙、柱町、朝日町、定国町、天白町、伝馬通、田口町、田町、渡町、渡通津町、土井町、唐沢町、島坂町、島町、東阿知和町、東藏前、東藏前町、東大友町、東能見町、東牧内町、東本郷町、東明大寺町、筒針町、藤川荒古、藤川台、藤川町、堂前町、洞町、南明大寺町、二軒屋町、日影町、日名西町、日名中町、日名南町、日名北町、日名本町、能見町、能見通、梅園町、箱柳町、八ツ木町、八帖町、八帖南町、八帖北町、八幡町、鉢地町、板屋町、板田町、美合新町、美合西町、美合町、百々西町、百々町、不吹町、富永町、富尾町、舞木町、福岡町、福桶町、福寿町、米河内町、保久町、保母町、暮戸町、法性寺町、蓬莱町、北本郷町、北野町、牧御堂町、牧平町、本宿茜、本宿西、本宿台、本宿町、本町通、末広町、蓑川新町、蓑川町、明大寺町、明大寺本町、毛呂町、門前町、野畠町、矢作町、薮田、祐金町、竜泉寺町、竜美旭町、竜美新町、竜美西、竜美台、竜美大入町、竜美中、竜美東、竜美南、竜美北、両町、緑丘、連尺通、六供町、六供本町、六地蔵町、六名、六名新町、六名町、六名東町、六名南、六名本町、籠田町、舳越町、鵜巣町
西尾市	【全域】
額田郡 幸田町	【全域】
蒲郡市	【一部】 旭町、一色町、栄町、海陽町、蒲郡町、丸山町、宮成町、金平町、形原町、元町、五井町、御幸町、港町、坂本町、三谷町、三谷北通、三谷町東、三谷町弥生、鹿島町、拾石町、松原町、上本町、新井形町、新井町、神ノ郷町、神明町、水竹町、清田町、西浦町、西迫町、大塚町、竹谷町、竹島町、中央本町、柏原町、八百富町、浜町、府相町、平田町、宝町、豊岡町、堀込町、本町、緑町
豊川市	【一部】 旭町、駅前通、下長山町、下野川町、開運通、久保町、牛久保駅通、牛久保町、金屋橋町、金屋元町、金屋西町、金屋町、金屋本町、金塚町、御油町、光明町、幸町、国府町、佐土町、佐奈川町、財賀町、桜ヶ丘町、桜木

	通、三蔵子町、山道町、四ツ谷町、市田町、篠東町、若宮町、若鳩町、寿通、松久町、新栄町、新桜町通、新宿町、新道町、諏訪、諏訪西町、西桜木町、赤坂台、赤坂町、赤代町、千歳通、千両町、蔵子、代田町、大崎町、大木町、樽井町、中央通、中部町、中野川町、長草町、長沢町、南千両、南大通、二見町、萩山町、萩町、白鳥町、八幡町、平尾町、穂ノ原、豊川栄町、豊川元町、豊川町、本野町、末広通、明野町、野口町、弥生町、六角町
新城市	【一部】 愛郷、海老、作手岩波、作手黒瀬、作手守義、作手菅沼、作手善夫、作手田原、四谷、川合、連合
北設楽郡 設楽町	【全域】
北設楽郡 東栄町	【一部】 月、振草、中設楽
北設楽郡 豊根村	【一部】 下黒川、坂宇場、三沢、上黒川

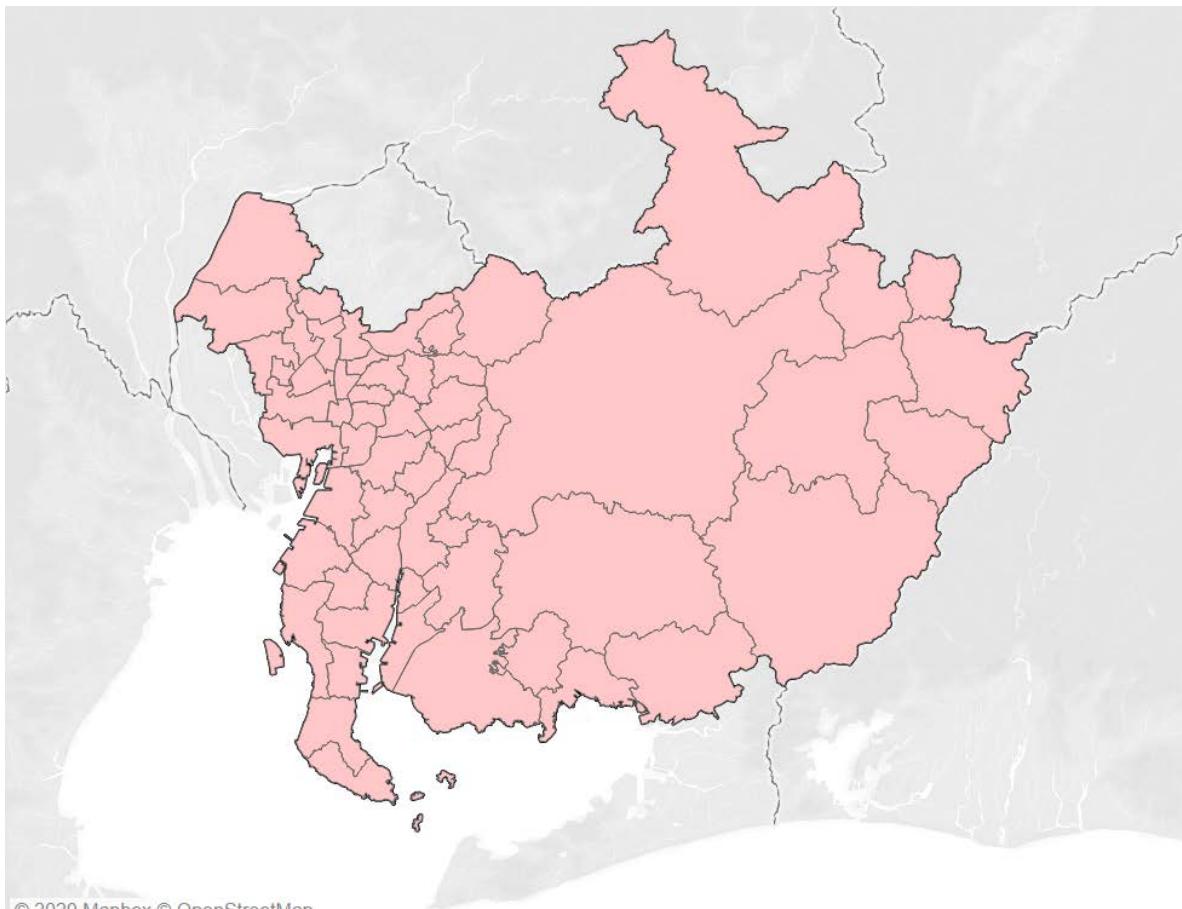
岐阜県

市町村	詳細地域
恵那市	【一部】 串原、上矢作町、上矢作町下、上矢作町漆原、上矢作町小田子、明智町横通

長野県

市町村	詳細地域
下伊那郡 壳木村	【全域】
下伊那郡 根羽村	【全域】

[募集対象エリア図]



© 2020 Mapbox © OpenStreetMap

※詳細検討の結果、変更となる可能性があります。

別紙2 入札対象工事の概要（プロセス開始に基づく設備対策）

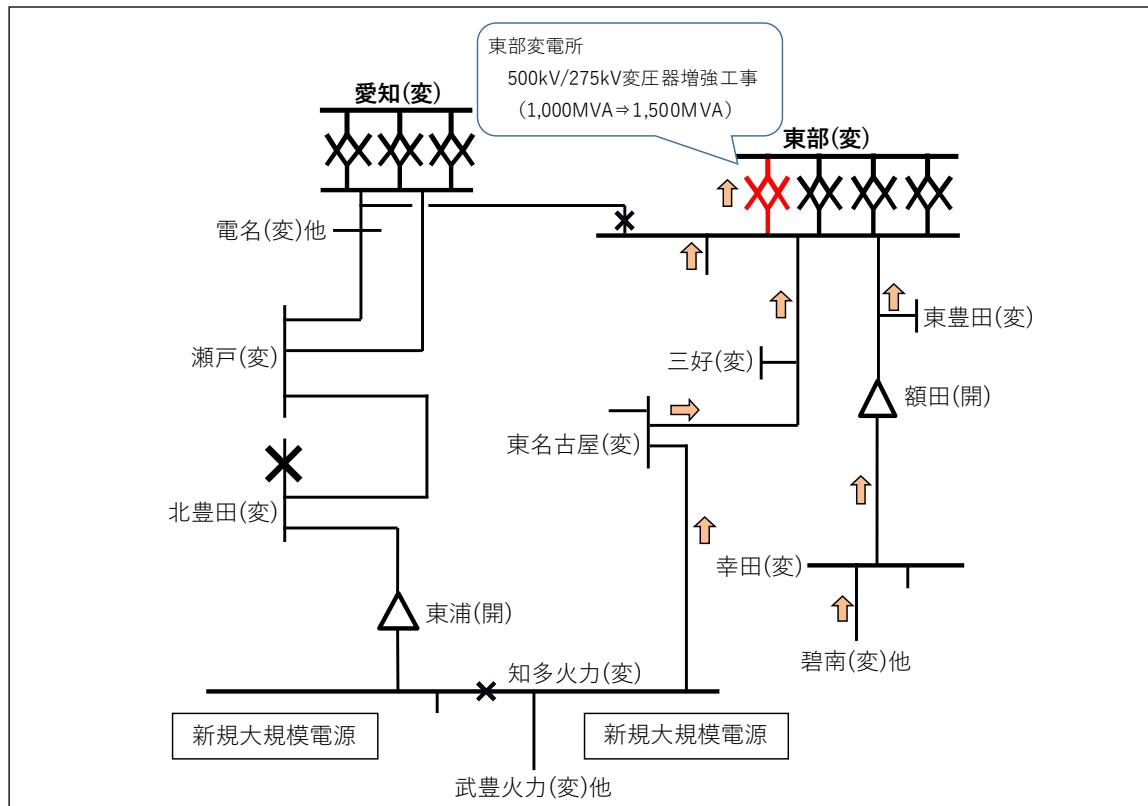
1 入札対象工事名称

東部変電所 500／275 kV変圧器増強工事

2 工事の必要性と対策工事規模

- 当該エリアは複数の新規大規模電源のポテンシャルが見込まれ、それらが連系した場合、東部変電所 500／275 kV変圧器の潮流が常時容量 380万 kW を超過することから、東部変電所 500／275 kV変圧器 1,000MVA 4台 のうち 1台を 1,000MVA から 1,500MVA に増強します。

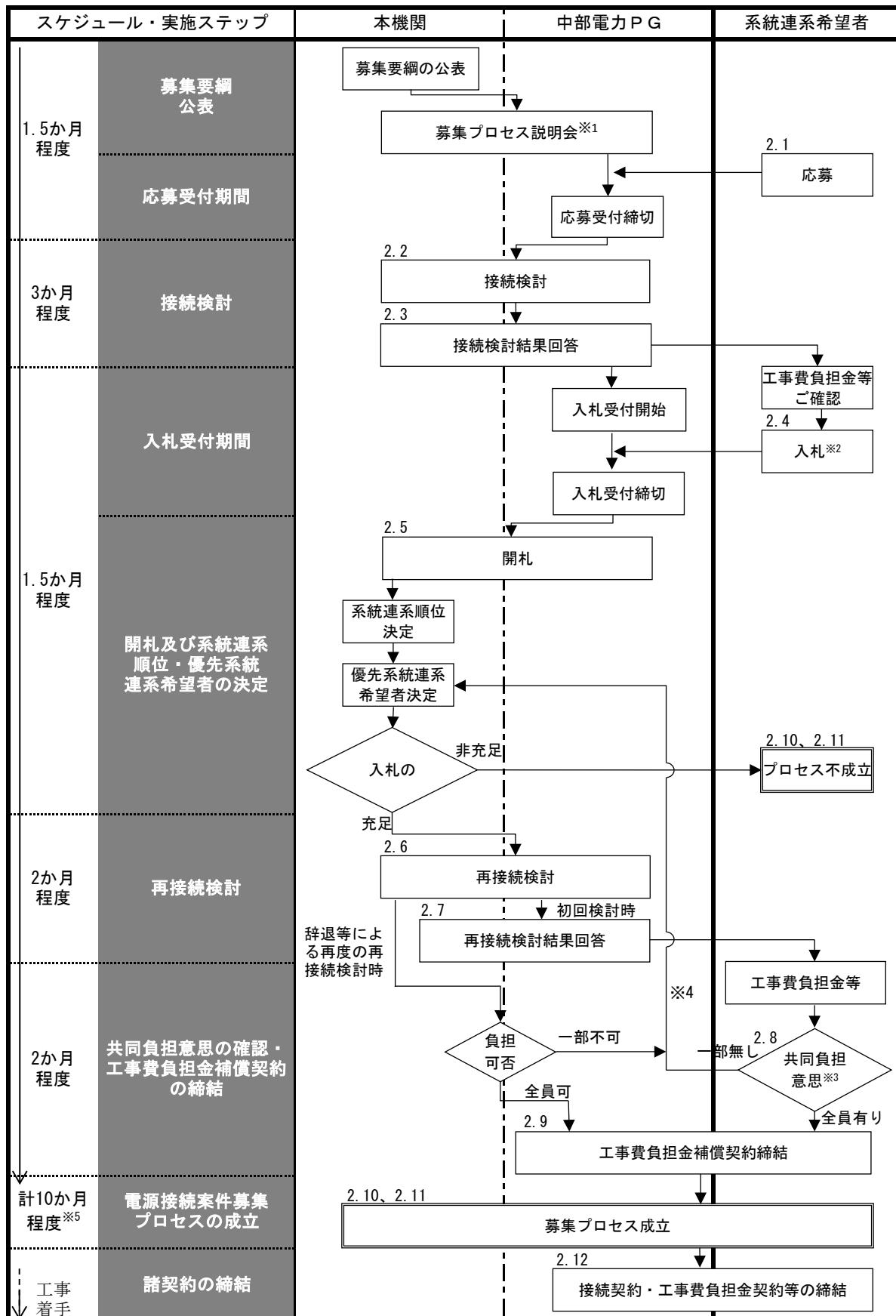
3 工事概要図



4 対策工事内容

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）
変電設備	変圧器	—	1台	—	東部変 500/275kV 変圧器増強 1,500MVA

別紙3 電源接続案件募集プロセスの流れ



※1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催いたしません。

※2 入札時には第1次保証金をお振込みいただきます。

※3 「共同負担意思あり」の場合は、あわせて負担可能上限額(入札負担金額を除く)を回答いただくとともに、第2次保証金をお振込みいただきます。

※4 辞退等した優先系統連系希望者を除いたうえで、再度、優先系統連系希望者を決定します。

※5 優先系統連系希望者の辞退等による再度の再接続検討等により、期間が変更となる可能性があります。

別紙4 提出・問合せ先（窓口）

1 応募申込書・接続検討申込書提出先

a FIT電源のもの

【特別高圧での申込窓口一覧】

県	エリア	窓口	メールアドレス及び所在地
愛知	名古屋市、北名古屋市、尾張旭市、瀬戸市、長久手市、清須市、海部郡大治町、あま市、稻沢市、大府市、東海市、豊明市、日進市、愛知郡東郷町、半田市、知多郡阿久比町・武豊町・東浦町・美浜町・南知多町、常滑市、知多市、一宮市	名古屋支社 電力サービス部 パワーグリッド営業 グループ	【電話番号】 052 (951) 8211 【メールアドレス】 100.Nw-eigyo@chuden.co.jp 【所在地】 <u>〒460-8310</u> 愛知県名古屋市中区千代田 2-12-14
	岡崎市、豊田市、額田郡幸田町、蒲郡市、西尾市、刈谷市、知立市、碧南市、高浜市、安城市、みよし市、豊川市、新城市、豊田市、北設楽郡設楽町・東栄町・豊根村	岡崎支社 電力サービス部 パワーグリッド営業 グループ	【電話番号】 0564 (55) 5005 【メールアドレス】 600.Nw-eigyo@chuden.co.jp 【所在地】 <u>〒444-8606</u> 愛知県岡崎市戸崎町字大道東 7
岐阜	恵那市	岐阜支社 電力サービス部 パワーグリッド営業 グループ	【電話番号】 058 (265) 1122 【メールアドレス】 400.Nw-eigyo@chuden.co.jp 【所在地】 <u>〒500-8702</u> 岐阜県岐阜市美江寺町 2 丁目 5 番地
長野	下伊那郡壳木村・根羽村	長野支社 電力サービス部 パワーグリッド営業 グループ	【電話番号】 026 (232) 9060 【メールアドレス】 500.Nw-eigyo@chuden.co.jp 【所在地】 <u>〒380-0805</u> 長野県長野市柳町 18

【高圧での連系申込窓口一覧】

県	エリア	支社	担当営業所	電話番号、メールアドレス及び所在地
愛知	名古屋市中区・千種区・中村区（JR 東海道本線以東）・東区・北区・西区・熱田区・昭和区・瑞穂区、北名古屋市、清須市（旧西春日井郡春日町）、	名古屋	中営業所 契約課	【電話番号】 0120 (929) 113 【メールアドレス】 ue-uketuke.129h@chuden.co.jp 【所在地】 〒460-8310 愛知県名古屋市中区千代田 2-12-14
	尾張旭市、瀬戸市、長久手市、名古屋市名東区・守山区・天白区、愛知郡東郷町、日進市		旭名東営業所 契約課	【電話番号】 0120 (929) 265 【メールアドレス】 ue-uketuke.117h@chuden.co.jp 【所在地】 〒488-0823 愛知県尾張旭市庄南町 2-1-10
	海部郡大治町、名古屋市中川区・港区・中村区（JR 東海道本線以西）、あま市（旧海部郡甚目寺町、旧海部郡七宝町、美和町）、清須市（旧西春日井郡春日町以外）、稻沢市平和町		港営業所 契約課	【電話番号】 0120 (929) 309 【メールアドレス】 ue-uketuke.111h@chuden.co.jp 【所在地】 〒455-0804 愛知県名古屋市港区当知 3-2601
	大府市、東海市、豊明市、名古屋市緑区・南区、知多郡阿久比町・武豊町・東浦町・美浜町・南知多町、半田市、知多市、常滑市		緑営業所 契約課	【電話番号】 0120 (929) 476 【メールアドレス】 ue-uketuke.160h@chuden.co.jp 【所在地】 〒459-8001 愛知県名古屋市緑区大高町字東正地 71-1
	一宮市、稻沢市（平和町以外）		小牧営業所 契約課	【電話番号】 0120 (929) 580 【メールアドレス】 ue-uketuke.152h@chuden.co.jp 【所在地】 〒485-8750 愛知県小牧市大字久保一色字佃 1010-1

	岡崎市、額田郡幸田町、蒲郡市、西尾市	岡崎	岡崎営業所 契約課	【電話番号】 0120 (988) 091 【メールアドレス】 ue-uketuke.610h@chuden.co.jp 【所在地】 〒444-8606 愛知県岡崎市戸崎町大字大道東 7
	刈谷市、知立市、碧南市、高浜市、安城市		刈谷営業所 契約課	【電話番号】 0120 (988) 255 【メールアドレス】 ue-uketuke.620h@chuden.co.jp 【所在地】 〒448-0857 愛知県刈谷市大手町 4-6
	豊田市、みよし市		豊田営業所 契約課	【電話番号】 0120 (988) 554 【メールアドレス】 ue-uketuke.640h@chuden.co.jp 【所在地】 〒471-0869 愛知県豊田市十塚 1-1-1
	豊川市、新城市、北設楽郡設楽町・東栄町・ 豊根村		豊橋営業所 契約課	【電話番号】 0120 (988) 328 【メールアドレス】 ue-uketuke.630h@chuden.co.jp 【所在地】 〒440-8691 愛知県豊橋市神明町 89
岐阜	恵那市	岐阜	多治見営業所 契約課	【電話番号】 0120 (924) 612 【メールアドレス】 ue-uketuke.440h@chuden.co.jp 【所在地】 〒507-8527 岐阜県多治見市上野町 5-1

長野	下伊那郡壳木村・根羽村	長野	飯田営業所 契約課	【電話番号】 0120 (984) 933 【メールアドレス】 ue-uketuke.550h@chuden.co.jp 【所在地】 〒395-8622 長野県飯田市吾妻町 100
----	-------------	----	--------------	---

b F I T 電源以外または未定のもの

- 中部電力パワーグリッド株式会社 パワーグリッド営業部
ネットワークサービスセンター 系統連系課
〒461-8680 愛知県名古屋市東区東新町1番地
電話：0570 (03) 5600
メールアドレス：Chubu.Nsc002@chuden.co.jp

2 入札書・入札申込書提出先

- 中部電力パワーグリッド株式会社 パワーグリッド営業部
ネットワークサービスセンター 系統連系課
〒461-8680 愛知県名古屋市東区東新町1番地
電話：0570 (03) 5600

3 問合せ

- 本プロセスに関するご質問は、本機関のお問い合わせフォーム又は中部電力 P G の専用メールアドレスにお問い合わせください。

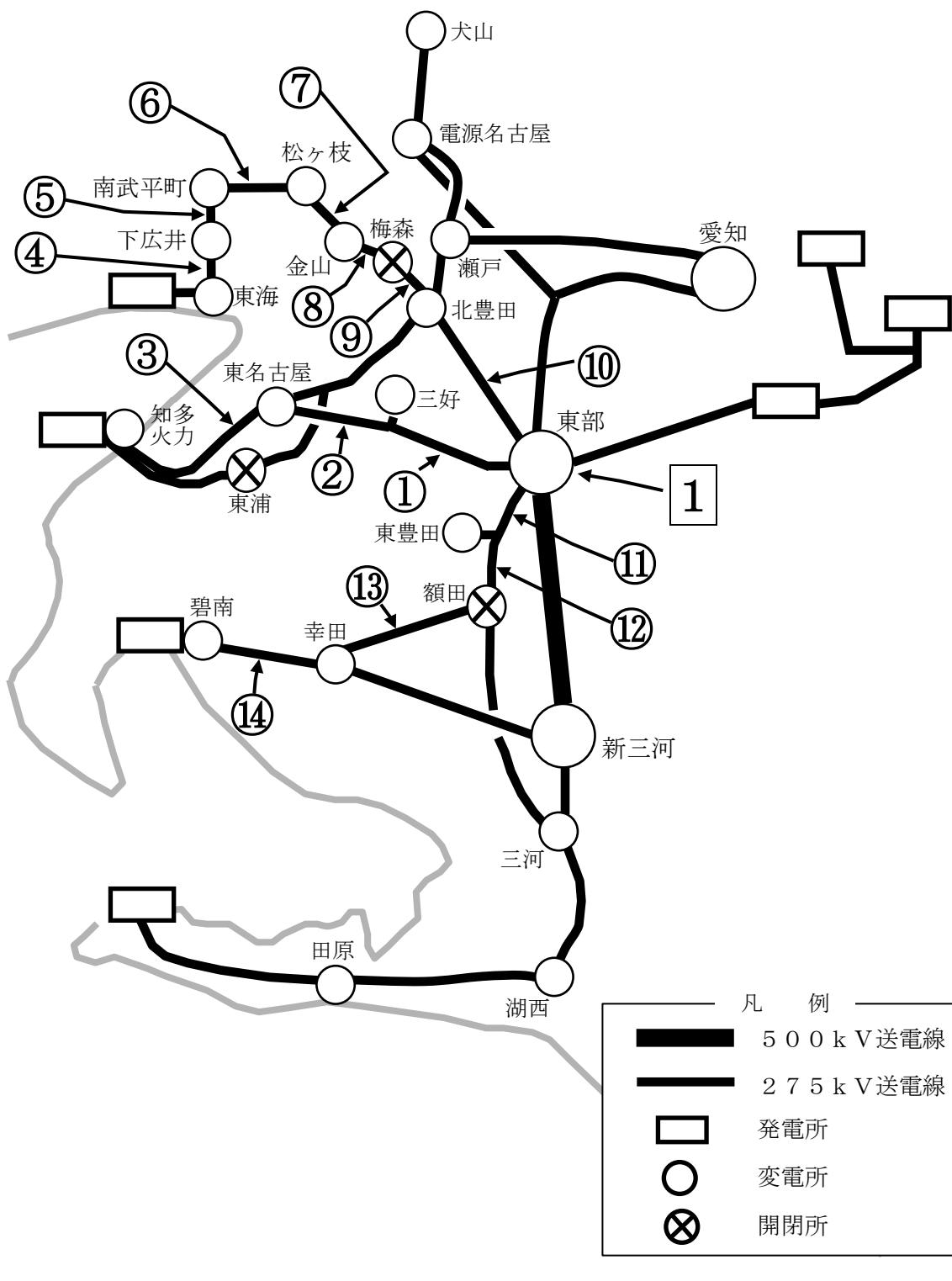
広域機関：https://www.occto.or.jp/contact/anken_boshu-form.html
 中部電力 P G：Bosyu.Process@chuden.co.jp

別紙5 入札対象工事実施後における募集対象エリアの空容量マッピング

【500kV・275kV 系統】

【留意事項】

- ・個別の送電線、変電所の空容量を示しています。
- ・応募状況等により、設備の空容量がなくなった場合には、設備増強が必要となります。
- ・空容量がある場合でも、熱容量以外の制約により、設備増強が必要となる場合があります。
- ・設備増強が必要となった場合は、入札対象設備の費用に加えて、当該設備の増強費用を負担していただきます。



【愛知エリア系統の空容量（275kV 以上送電線）】

No	設備名	N-1 電制適用可否	電圧(kV)	上位系を考慮した空容量(MW)	N-1 電制適用可能量(MW)	当該設備の空容量(MW)
①	東名古屋東部線 (東部～三好分岐)	可	275kV	233	510	233
②	東名古屋東部線 (三好分岐～東名古屋)	可	275kV	233	0	3457
③	知多火力線	可	275kV	233	911	793
④	東海松ヶ枝線 東海下広井線	可	275kV	0	942	0
⑤	下広井南武平町線	可	275kV	0	20	234
⑥	南武平町松ヶ枝線	可	275kV	0	160	188
⑦	金山松ヶ枝線	可	275kV	0	0	0
⑧	梅森金山線	可	275kV	0	0	0
⑨	北豊田梅森線	可	275kV	495	807	884
⑩	東部北豊田線	可	275kV	495	676	1818
⑪	東部額田線 (東部～東豊田分岐)	可	275kV	84	226	84
⑫	東部額田線 (東豊田分岐～額田)	可	275kV	0	79	0
⑬	額田幸田線	可	275kV	0	0	1524
⑭	幸田碧南線	可	275kV	0	294	248

【愛知エリア系統の空容量（500/275kV 変電所）】

No	設備名	N-1 電制適用可否	一次電圧(kV)	二次電圧(kV)	上位系を考慮した空容量(MW)	N-1 電制適用可能量(MW)	当該設備の空容量(MW)
1	東部変電所	可	500kV	275kV	495	78	495

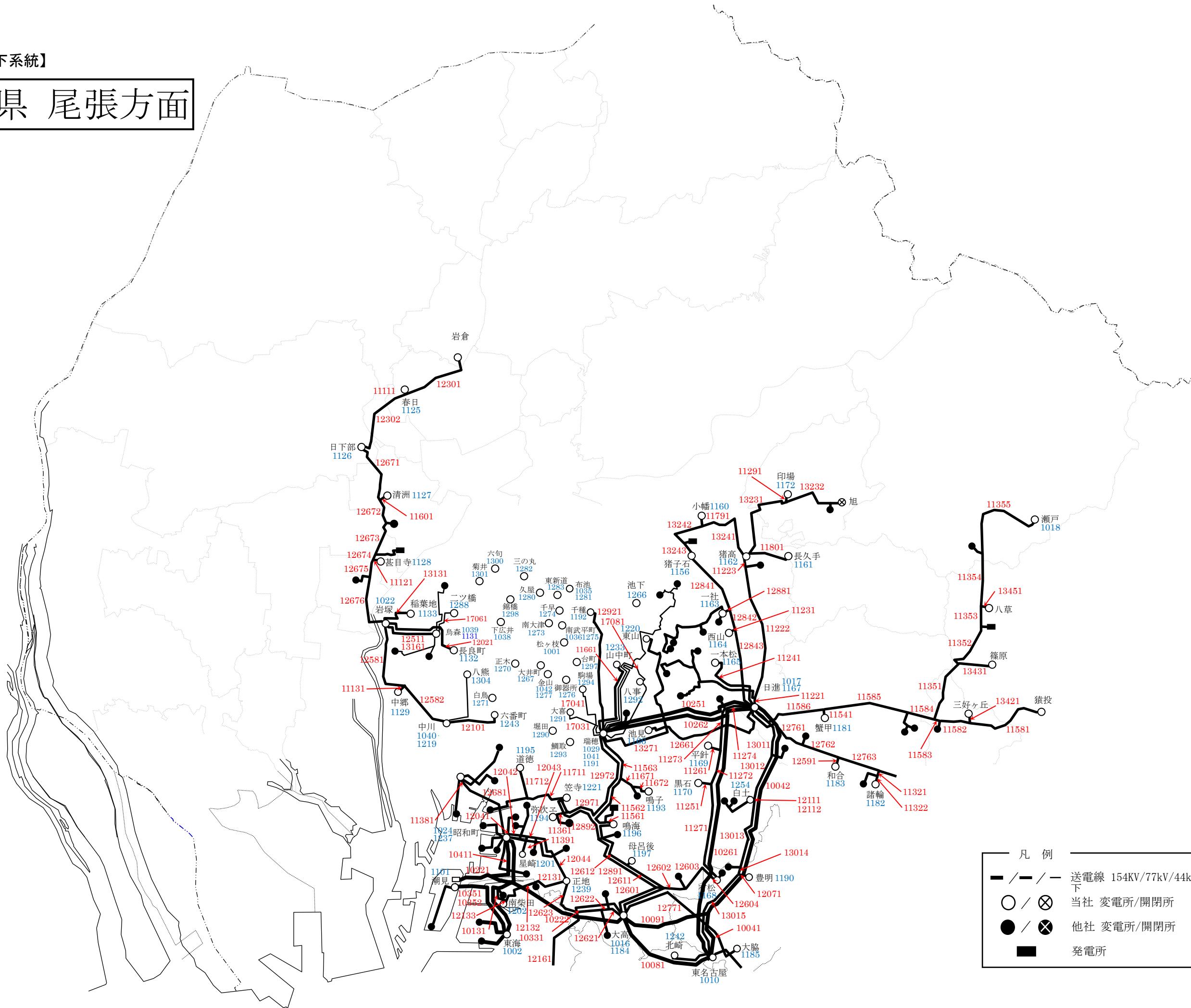
※募集容量は、系統切替および知多火力東浦線系統に確保した容量を加味した値となっております。

「入札対象工事以外に想定される高額・長期の増強工事（275kV 以上）」

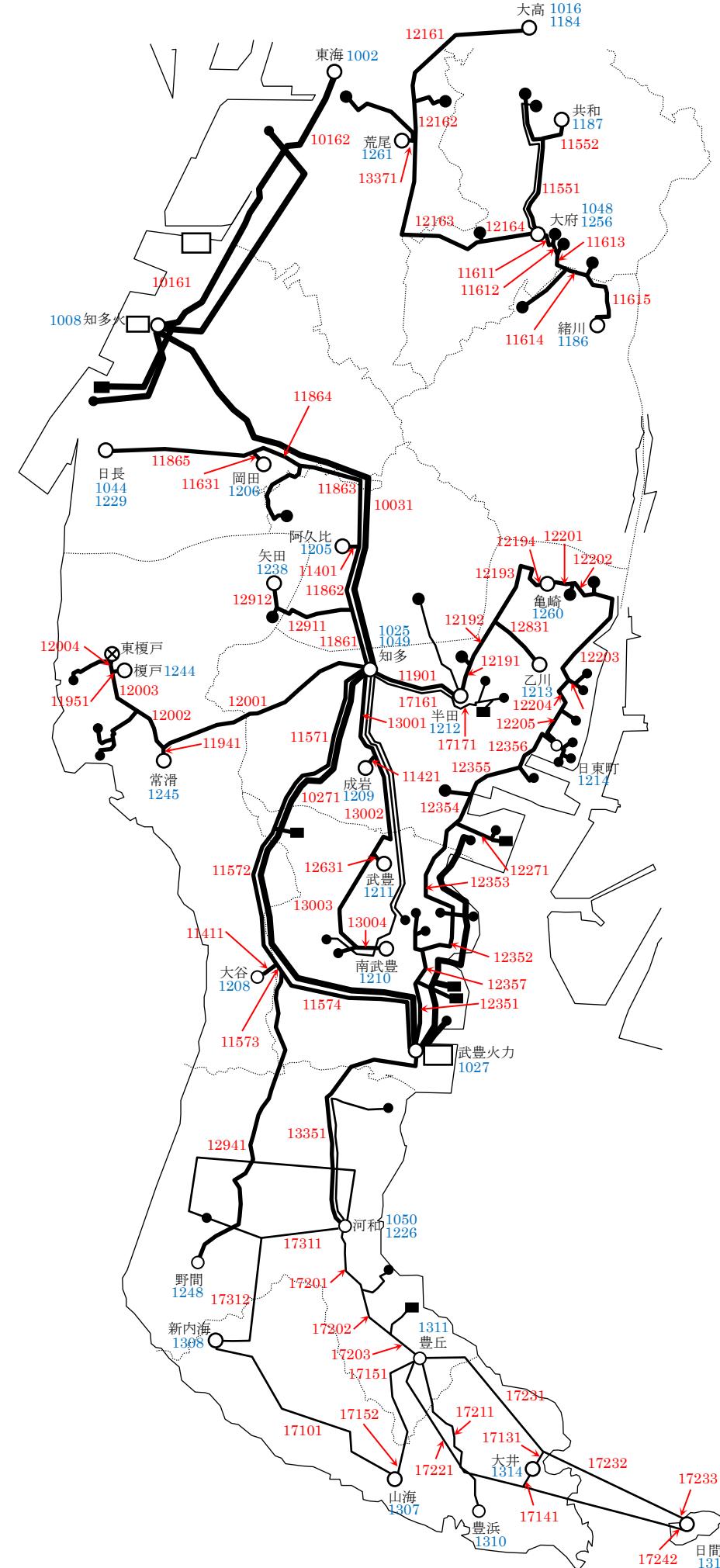
No	設備名	対策工事内容	連系可能量		工事費	工期
			現状	対策後		
①	275kV 東名古屋東部線	鉄塔(No73～東部)建替： 亘長 11.1km 工事前：T410(2)X2cct 工事後：T810(4)X2cct	743MW	3457MW	179 億円	約 11 年

【154kV 以下系統】

愛知県 尾張方面



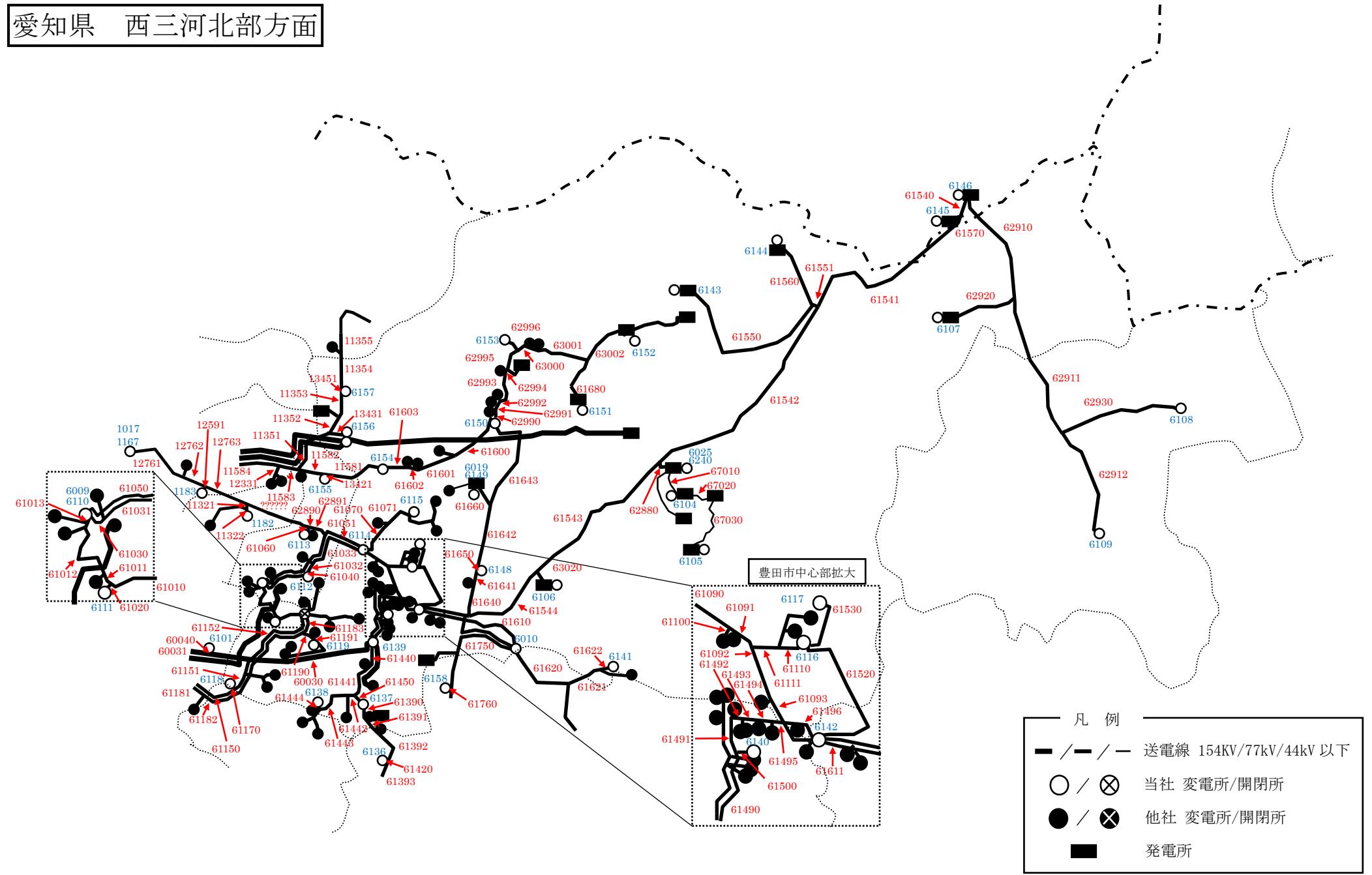
愛知県 知多方面



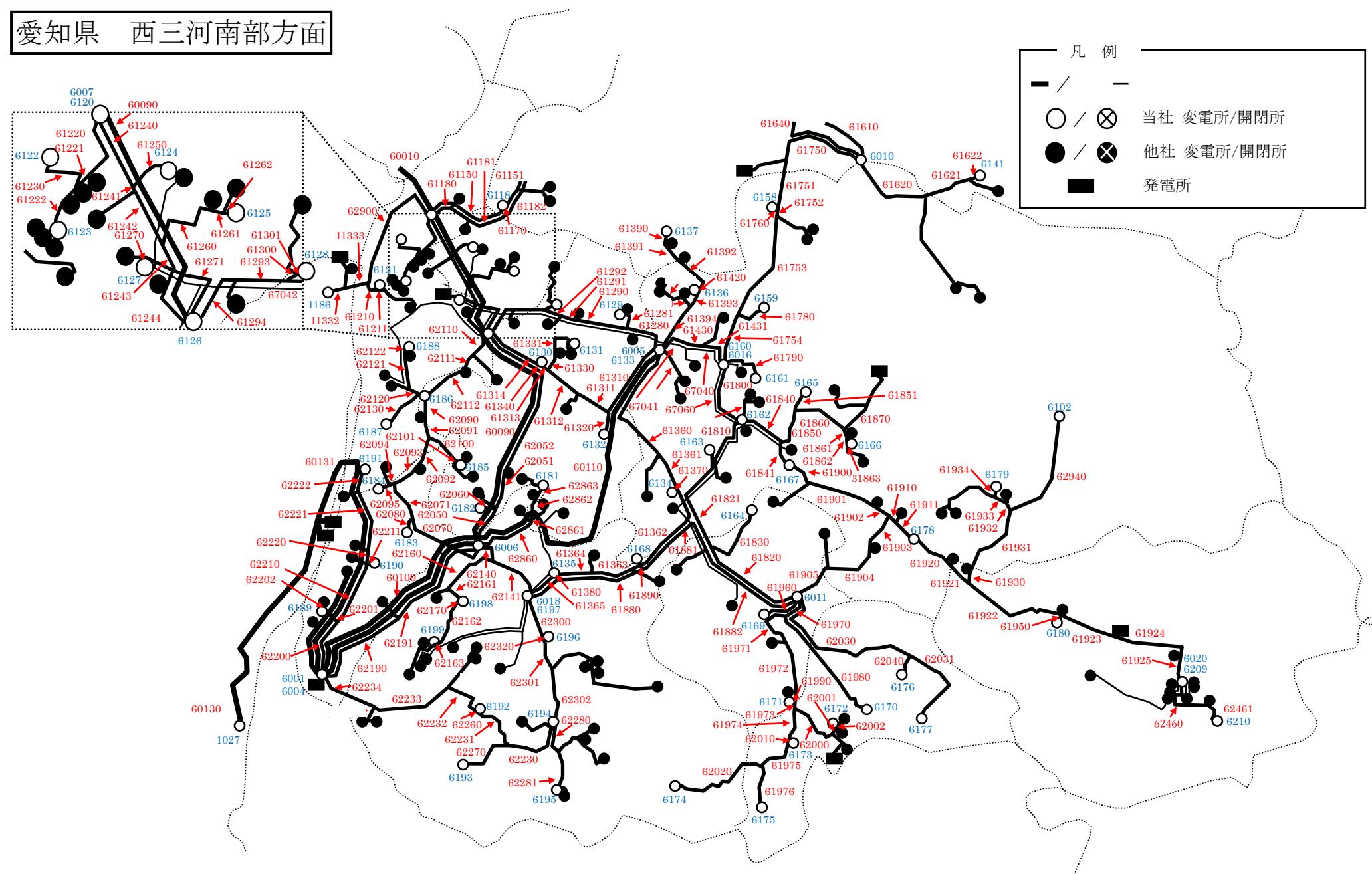
凡 例

- | | |
|--|------------------------|
| | 送電線 154kV/77kV/44kV 以下 |
| | 当社 変電所/開閉所 |
| | 他社 変電所/開閉所 |
| | 発電所 |

愛知県 西三河北部方面



愛知県 西三河南部方面



地図表示名	変電所番号	N-1電制適用可否	一次電圧(kV)	二次電圧(kV)	上位系を考慮した空容量(MW)	N-1電制適用可能量(MW)	当該設備の空容量(MW)
松ヶ枝変電所	1001	可	275	154	0	214	641
東海変電所	1002	可	275	154	0	214	0
知多火力変電所(1)	1008	可	275	154	0	11	0
東名古屋変電所	1010	可	275	154	233	147	757
大高変電所(1)	1016	可	154	77	128	57	380
日進変電所(1)	1017	可	154	77	128	57	513
岩塚変電所	1022	可	154	77	0	39	380
昭和町変電所(1)	1024	可	154	77	100	85	100
知多変電所	1025	可	154	77	0	52	283
武豊火力変電所(1)	1027	可	154	77	0	95	38
瑞穂変電所(1)	1029	可	154	77	128	95	190
布池変電所(1)	1035	可	154	33	0	71	142
南武平町変電所(1)	1036	可	275	33	0	95	0
下広井変電所	1038	可	275	33	0	71	0
鳥森変電所(1)	1039	可	77	33	0	23	47
瑞穂変電所(2)	1041	可	154	33	128	28	190
金山変電所(1)	1042	可	275	33	0	71	0
大府変電所(1)	1048	可	77	33	28	28	28
河和変電所(1)	1050	可	77	33	0	47	76
碧南変電所(1)	6001	可	275	154	0	120	992
三好変電所(1)	6009	可	275	77	233	71	641
北刈谷変電所(1)	6007	可	154	77	0	47	427
南安城変電所	6006	可	154	77	0	61	555
碧南変電所(2)	6004	可	275	77	0	66	586
岡崎変電所(1)	6005	可	154	77	0	57	513
幸田変電所	6011	可	275	77	0	71	609
東豊田変電所	6010	可	275	77	84	71	540
豊川変電所(1)	6020	可	77	33	0	15	28
西尾変電所(1)	6018	可	77	33	0	15	28
越戸水力変電設備(1)	6019	不可	77	33	0	0	14
八帖変電所(1)	6016	可	77	33	0	15	28
足助水力変電設備(1)	6025	不可	77	33	0	0	1

地図表示名	変電所番号	電圧(kV)	上位系を考慮した空容量(MW)	当該設備の空容量(MW)
潮見変電所	1101	154	0	27
春日変電所	1125	77	0	49
日下部変電所	1126	77	0	49
清洲変電所	1127	77	0	49
甚目寺変電所	1128	77	0	49
中郷変電所	1129	77	0	49
烏森変電所 (2)	1131	77	0	49
長良町変電所	1132	77	0	49
稻葉地変電所	1133	77	0	74
小幡変電所	1160	77	49	49
長久手変電所	1161	77	30	49
猪高変電所 (2)	1162	77	49	49
一社変電所	1163	77	49	49
西山変電所	1164	77	74	74
一本松変電所	1165	77	32	49
池見変電所	1166	77	49	49
日進変電所 (2)	1167	77	19	19
有松変電所	1168	77	49	49
平針変電所	1169	77	49	49
黒石変電所	1170	77	49	49
印場変電所	1172	77	49	49
蟹甲変電所	1181	77	49	49
諸輪変電所	1182	77	49	49
和合変電所	1183	77	49	49
大高変電所 (2)	1184	77	19	19
大脇変電所	1185	77	74	74
緒川変電所	1186	77	0	48
共和変電所	1187	77	49	49
豊明変電所	1190	77	49	49
瑞穂変電所 (3)	1191	77	49	49
千種変電所	1192	77	26	49
鳴子変電所	1193	77	49	49
弥次工変電所	1194	77	49	49
道徳変電所	1195	77	70	74
鳴海変電所	1196	77	49	49
母呂後変電所	1197	77	70	74
星崎変電所	1201	77	43	43
南柴田変電所	1202	77	47	49
阿久比変電所	1205	77	6	13
岡田変電所	1206	77	6	17
大谷変電所	1208	77	6	27
成岩変電所	1209	77	6	74
南武豊変電所 (2)	1210	77	6	10
武豊変電所	1211	77	6	47
半田変電所	1212	77	0	49

乙川変電所	1213	77	0	43
日東町変電所	1214	77	0	49
東山変電所	1220	77	29	49
笠寺変電所	1221	77	49	49
河和変電所 (2)	1226	77	0	0
山中町変電所	1233	77	47	49
昭和町変電所 (2)	1237	77	49	49
矢田変電所	1238	77	6	35
正地変電所	1239	77	49	49
北崎変電所	1242	77	49	49
六番町変電所	1243	77	0	49
榎戸変電所	1244	77	6	26
常滑変電所	1245	77	6	42
野間変電所	1248	77	3	3
白土変電所	1254	77	49	49
大府変電所 (2)	1256	77	49	49
亀崎変電所	1260	77	0	43
荒尾変電所	1261	77	70	74
池下変電所	1266	33	0	57
大井町変電所	1267	33	0	57
正木変電所	1270	33	0	49
白鳥変電所	1271	33	0	38
千早変電所	1274	33	0	49
南武平町変電所 (2)	1275	33	0	66
御器所変電所	1276	33	0	49
金山変電所 (2)	1277	33	0	38
久屋変電所	1280	33	0	38
布池変電所 (2)	1281	33	0	68
三の丸変電所	1282	33	0	57
東新道変電所	1283	33	0	57
二ツ橋変電所	1288	33	0	38
堀田変電所	1290	33	20	57
大喜変電所	1291	33	20	38
八事変電所	1292	33	20	38
鯛取変電所	1293	33	20	38
駒場変電所	1294	33	19	19
台町変電所	1297	33	0	38
錦橋変電所	1298	33	0	57
六句変電所	1300	33	0	57
菊井変電所	1301	33	0	38
山海変電所	1307	33	5	5
新内海変電所	1308	33	5	5
豊浜変電所	1310	33	6	17
豊丘変電所	1311	33	3	3
日間賀変電所	1313	33	6	17
大井変電所	1314	33	5	5

東境変電所	6101	154	0	74
夏山変電所	6102	77	0	13
賀茂水力変電設備	6104	33	0	5
巴川水力変電設備	6105	33	0	2
白瀬水力変電設備	6106	77	4	5
黒田水力変電設備	6107	77	4	5
下津具変電所	6108	77	4	9
田口変電所	6109	77	4	10
三好変電所 (2)	6110	77	0	49
堤変電所	6111	77	0	16
打越変電所	6112	77	0	48
筋生変電所	6113	77	0	43
宮口変電所	6114	77	0	49
若草変電所	6115	77	0	43
西町変電所	6116	77	38	49
竹生変電所	6117	77	32	49
駒新変電所	6118	77	0	49
若林変電所	6119	77	0	48
北刈谷変電所 (2)	6120	77	0	19
宝町変電所	6121	77	0	49
新富変電所	6122	77	0	49
南桜変電所	6123	77	0	49
知立変電所	6124	77	0	49
新池変電所	6125	77	0	49
依佐美変電所	6126	77	0	74
地蔵山変電所	6127	77	0	19
篠目変電所	6128	77	0	49
尾崎変電所	6129	77	0	49
鳥屋金変電所	6130	77	0	49
大東変電所	6131	77	0	49
古井変電所	6132	77	0	49
岡崎変電所 (2)	6133	77	0	49
下青野変電所	6134	77	0	49
中原変電所	6135	77	0	48
北野変電所	6136	77	0	49
和会変電所	6137	77	0	18
高岡変電所	6138	77	0	19
南豊田変電所 (2)	6139	77	19	19
鴻ノ巣変電所	6140	77	49	49
花沢変電所	6141	77	16	16
挙母変電所	6142	77	49	49
笹戸水力変電設備	6143	77	4	13
時瀬水力変電設備	6144	77	2	2
真弓水力変電設備	6145	77	4	5
下村水力変電設備 (2)	6146	77	4	4
香久礼変電所	6148	77	66	73

越戸水力変電設備 (2)	6149	77	9	9
西広瀬変電所	6150	77	25	25
阿摺水力変電設備	6151	77	5	5
百月水力変電設備	6152	77	0	4
飯野変電所	6153	77	19	19
猿投変電所	6154	77	38	49
三好ヶ丘変電所	6155	77	0	42
篠原変電所	6156	77	0	14
八草変電所	6157	77	0	17
細川変電所	6158	77	49	49
鴨田変電所	6159	77	46	49
八帖変電所 (2)	6160	77	58	58
康生変電所	6161	77	28	49
戸崎変電所	6162	77	0	49
六ツ美変電所	6163	77	0	19
上地変電所	6164	77	0	49
大平変電所	6165	77	0	49
岡町変電所	6166	77	0	49
竜泉寺変電所	6167	77	0	19
中島変電所	6168	77	0	19
横落変電所	6169	77	0	28
蒲郡変電所	6170	77	0	19
深溝変電所	6171	77	0	18
浜町変電所	6172	77	0	49
形原変電所	6173	77	0	49
幡豆変電所	6174	77	0	18
西浦変電所	6175	77	0	19
清田変電所	6176	77	0	49
三谷変電所	6177	77	0	43
羽栗変電所	6178	77	0	18
牧平変電所	6179	77	0	18
赤坂変電所	6180	77	0	45
徳原変電所	6181	77	0	49
根崎変電所	6182	77	0	18
鷺塚変電所	6183	77	0	49
高浜変電所	6184	77	0	49
白沢変電所	6185	77	0	49
高棚変電所	6186	77	0	49
吉浜変電所	6187	77	0	26
南刈谷変電所	6188	77	0	28
玉津浦変電所	6189	77	0	28
大浜変電所	6190	77	0	74
衣浦変電所	6191	77	0	19
市子変電所	6192	77	0	18
一色変電所	6193	77	0	5
吉良変電所	6194	77	0	32

富好変電所	6195	77	0	11
細池変電所	6196	77	0	49
西尾変電所 (2)	6197	77	0	49
法光寺変電所	6198	77	0	49
寺津変電所	6199	77	0	41
豊川変電所 (2)	6209	77	0	46
古宿変電所	6210	77	0	49
足助水力変電設備 (2)	6240	77	4	4
南大津変電所	1273	33	0	49

地図表示名	送電線番号	N-1電制適用可否	電圧(kV)	上位系を考慮した空容量(MW)	N-1電制適用可能量(MW)	当該設備の空容量(MW)
知多火力知多	10031	可	154	0	408	332
東名古屋日進-1	10041	可	154	128	398	662
東名古屋日進-2	10042	可	154	128	398	662
東名古屋大高	10081	可	154	128	398	128
大高分岐	10091	可	154	128	398	662
知多火力東海-1	10161	不可	154	0	0	268
知多火力東海-2	10162	不可	154	0	0	10
新名火大高-1	10221	可	154	128	793	1153
新名火大高-2	10222	可	154	128	793	1198
日進瑞穂-1	10251	可	154	128	75	185
東名古屋瑞穂-1	10261	可	154	173	107	268
東名古屋瑞穂-2	10262	可	154	173	75	185
武豊火力	10271	可	154	0	958	913
東海昭和町	10331	可	154	0	315	315
東海潮見	10351	可	154	0	107	258
東海潮見(潮)	10352	可	154	0	119	117
昭和町分岐	10411	可	154	128	374	576
春日分岐	11111	可	77	0	77	77
甚目寺分岐-1	11121	可	77	0	70	70
中郷分岐-1	11131	可	77	0	64	64
日進猪高-1	11221	可	77	107	43	107
日進猪高-2	11222	可	77	107	43	107
日進猪高-3	11223	可	77	104	21	104
西山分岐	11231	可	77	77	77	77
日進一本松-1	11241	可	77	32	32	32
黒石分岐-1	11251	可	77	78	78	78
平針分岐-1	11261	可	77	70	70	70
有松日進-1	11271	可	77	128	31	159
有松日進-2	11272	可	77	128	53	134
有松日進-3	11273	可	77	128	53	134
有松日進-4	11274	可	77	128	53	134
印場分岐-1	11291	可	77	87	87	87
瀬戸分岐-1	11351	可	77	113	53	113
瀬戸分岐-2	11352	可	77	113	129	200
瀬戸分岐-3	11353	可	77	113	129	214
瀬戸分岐-4	11354	可	77	113	129	216
瀬戸分岐-5	11355	可	77	113	38	190
弥次工分岐-1	11361	可	77	77	107	107
昭築連絡線4	11381	可	77	114	53	134
星崎分岐	11391	可	77	59	59	59
阿久比分岐-1	11401	可	77	0	51	45
大谷分岐	11411	可	77	0	77	55
成岩分岐	11421	可	77	0	77	77
蟹甲分岐-1	11541	可	77	70	70	70
大府共和-1	11551	可	77	77	77	77
大府共和-2	11552	可	77	59	59	59
鳴海瑞穂-1	11561	可	77	49	31	77
鳴海瑞穂-2	11562	可	77	68	31	68
鳴海瑞穂-3	11563	可	77	74	31	74
武豊併設-1	11571	可	77	0	43	107
武豊併設-2	11572	可	77	0	43	96
武豊併設-3	11573	可	77	0	43	74
武豊併設-4	11574	可	77	0	43	58
猿投日進-1	11581	可	77	113	129	216
猿投日進-2	11582	可	77	113	129	214
猿投日進-3	11583	可	77	113	129	215
猿投日進-4	11584	可	77	113	53	113
猿投日進-5	11585	可	77	114	53	114
猿投日進-6	11586	可	77	119	53	119
清州分岐-1	11601	可	77	0	70	70
大府緒川-1	11611	可	77	92	221	221
大府緒川-2	11612	可	77	92	43	107
大府緒川-3	11613	可	77	92	43	107
大府緒川-4	11614	可	77	92	43	107

大府緒川-5	11615	可	77	48	24	121
岡田分岐-1	11631	可	77	0	56	55
瑞穂山中町-1	11661	可	77	47	47	47
鳴子分岐-1	11671	可	77	49	49	49
鳴子分岐-2	11672	可	77	49	49	49
笠寺道徳-1	11711	可	77	77	83	83
笠寺道徳-2	11712	可	77	70	70	70
小幡分岐	11791	可	77	0	92	92
猪高長久手-1	11801	可	77	92	30	30
知多日長-1	11861	可	77	0	35	51
知多日長-2	11862	可	77	0	73	115
知多日長-3	11863	可	77	0	73	121
知多日長-4	11864	可	77	0	89	176
知多日長-5	11865	可	77	0	89	178
知多半田	11901	可	77	23	43	107
常滑分岐	11941	可	77	0	107	99
榎戸分岐-1	11951	可	77	0	51	49
知多東榎戸-1	12001	可	77	30	43	99
知多東榎戸-2	12002	可	77	0	43	106
知多東榎戸-3	12003	可	77	0	43	105
知多東榎戸-4	12004	可	77	0	16	81
岩塚長良町-1	12021	可	77	0	48	48
昭和町正地連絡-1	12041	可	77	0	129	216
昭和町正地連絡-2	12042	可	77	6	129	216
昭和町正地連絡-3	12043	可	77	107	129	216
昭和町正地連絡-4	12044	可	77	107	129	216
豊明分岐	12071	可	77	77	77	77
中川(金山)六番町-1	12101	可	77	0	26	26
白土分岐-1	12111	可	77	70	70	70
白土分岐-2	12112	可	77	70	76	76
正地南柴田-1	12131	可	77	23	47	47
正地南柴田-2	12132	可	77	47	52	52
正地南柴田-3	12133	可	77	47	60	60
大高大府-1	12161	可	77	47	102	146
大高大府-2	12162	可	77	128	102	146
大高大府-3	12163	可	77	92	36	92
大高大府-4	12164	可	77	92	36	92
半田亀崎-1	12191	可	77	0	43	107
半田亀崎-2	12192	可	77	0	43	107
半田亀崎-3	12193	可	77	0	43	107
半田亀崎-4	12194	可	77	0	107	100
日東町分岐-1	12201	可	77	0	53	134
日東町分岐-2	12202	可	77	0	53	134
日東町分岐-3	12203	可	77	0	53	134
日東町分岐-4	12204	可	77	0	53	134
日東町分岐-5	12205	可	77	0	53	134
岩倉日下部-1	12301	可	77	0	43	107
岩倉日下部-2	12302	可	77	0	43	107
武豊火力日東町-1	12351	可	77	38	53	70
武豊火力日東町-2	12352	可	77	0	53	75
武豊火力日東町-3	12353	可	77	0	53	72
武豊火力日東町-4	12354	可	77	0	53	134
武豊火力日東町-5	12355	可	77	0	53	134
武豊火力日東町-6	12356	可	77	0	53	134
武豊火力日東町-7	12357	可	77	0	53	0
岩塚烏森1	12511	可	77	0	17	44
岩塚中川-1	12581	可	77	0	42	107
岩塚中川-2	12582	可	77	0	42	107
大高有松-1	12601	可	77	128	128	213
大高有松-2	12602	可	77	128	129	216
大高有松-3	12603	可	77	107	53	134
大高有松-4	12604	可	77	77	31	159
大高鳴海-1	12611	可	77	128	42	107
大高鳴海-2	12612	可	77	128	31	77
大高正地-1	12621	可	77	107	89	178

大高正地-2	12622	可	77	6	129	216
大高正地-3	12623	可	77	52	43	107
77kV武豊分岐-1	12631	可	77	0	61	58
日進池見-1	12661	可	77	0	52	52
日下部岩塚-1	12671	可	77	0	32	159
日下部岩塚-2	12672	可	77	0	129	216
日下部岩塚-3	12673	可	77	0	129	216
日下部岩塚-4	12674	可	77	0	129	215
日下部岩塚-5	12675	可	77	0	129	216
日下部岩塚-6	12676	可	77	0	26	133
日進宮口分岐-1	12761	可	77	114	53	134
大高北刈谷-1	12771	可	77	0	216	216
乙川分岐	12831	可	77	128	56	56
猪子石日進-1	12841	可	77	128	53	133
猪子石日進-2	12842	可	77	128	53	134
猪子石日進-3	12843	可	77	121	53	134
一社分岐	12881	可	77	100	121	121
笠寺分岐-1	12891	可	77	99	60	100
笠寺分岐-2	12892	可	77	6	19	99
矢田分岐-1	12911	可	77	6	178	164
矢田分岐-2	12912	可	77	26	87	73
瑞穂千種-1	12921	可	77	6	26	26
野間分岐	12941	可	77	77	64	48
笠寺瑞穂-1	12971	可	77	77	16	83
笠寺瑞穂-2	12972	可	77	83	31	77
知多南武豊-1	13001	可	77	0	107	98
知多南武豊-2	13002	可	77	0	107	96
知多南武豊-3	13003	可	77	0	107	98
知多南武豊-4	13004	可	77	128	56	47
日進北崎-1	13011	可	77	128	216	216
日進北崎-2	13012	可	77	128	216	216
日進北崎-3	13013	可	77	128	216	216
日進北崎-4	13014	可	77	70	216	216
日進北崎-5	13015	可	77	0	70	70
岩塚稻葉地-1	13131	可	77	0	13	26
岩塚鳥森4	13161	可	77	0	26	26
猪高旭-1	13231	可	77	107	43	107
猪高旭-2	13232	可	77	128	43	107
猪高猪子石-1	13241	可	77	29	53	134
猪高猪子石-2	13242	可	77	0	53	134
猪高猪子石-3	13243	可	77	70	53	133
瑞穂東山-1	13271	不可	77	0	0	29
77 武火河和-1	13351	可	77	0	43	67
荒尾分岐-1	13371	可	77	0	70	70
三好ヶ丘分岐-1	13421	可	77	54	55	54
篠原分岐	13431	可	77	54	59	54
八草分岐	13451	可	77	57	59	57
瑞穂大喜-1	17031	可	33	20	4	20
瑞穂駒場-1	17041	可	33	19	3	19
鳥森二ツ橋-1	17061	可	33	0	2	18
瑞穂八事-1	17081	可	33	20	4	20
新内海山海	17101	不可	33	0	0	17
大井北分岐	17131	不可	33	0	0	17
大井南分岐	17141	不可	33	0	0	17
豊丘山海-1	17151	不可	33	0	0	17
豊丘山海-2	17152	不可	33	0	0	17
知多半田連絡	17161	可	33	0	51	39
河和豊丘-1	17201	可	33	0	41	39
河和豊丘-2	17202	可	33	0	41	34
河和豊丘-3	17203	可	33	0	41	44
豊丘豊浜	17211	可	33	0	16	14
豊丘片名-1	17221	不可	33	0	0	17
豊丘日間賀-1	17231	不可	33	0	0	17
豊丘日間賀-2	17232	不可	33	0	0	17
豊丘日間賀線7	17233	不可	33	0	0	22

日間賀分岐線5	17242	不可	33	0	0	28
河和内海-1	17311	不可	33	0	0	17
河和内海-2	17312	不可	33	0	0	17
東名古屋北刈谷	60010	可	154	173	172	429
南豊田東名古屋-1	60030	可	154	173	75	185
南豊田東名古屋-2	60031	可	154	173	75	185
東境分岐	60040	可	154	118	58	118
北刈谷南安城	60090	可	154	173	85	214
碧南南安城	60100	可	154	0	283	566
碧南岡崎	60110	可	154	0	283	566
武豊火力臨海-1	60130	可	154	0	218	545
武豊火力臨海-2	60131	可	154	0	218	452
北堤三好-1	61010	可	77	216	129	216
北堤三好-2	61011	可	77	216	129	216
北堤三好-3	61012	可	77	216	129	216
北堤三好-4	61013	可	77	216	129	216
堤分岐	61020	可	77	35	38	35
三好宮口-3	61030	可	77	216	129	216
三好宮口-4	61031	可	77	216	129	216
三好宮口-5	61032	可	77	216	129	216
三好宮口-6	61033	可	77	180	90	180
打越分岐	61040	可	77	69	70	69
三好宮口-1	61050	可	77	216	129	216
三好宮口-2	61051	可	77	180	90	180
筋生分岐	61060	可	77	77	77	77
宮口若草-1	61070	可	77	101	101	101
宮口若草-2	61071	可	77	64	64	64
宮口挙母-1	61090	可	77	66	90	180
宮口挙母-2	61091	可	77	66	90	180
宮口挙母-3	61092	可	77	66	90	180
宮口挙母-4	61093	可	77	66	90	180
西町連絡-1	61110	可	77	54	22	54
西町連絡-2	61111	可	77	54	22	54
北刈谷北堤-1	61150	可	77	104	42	107
北刈谷北堤-2	61151	可	77	104	42	107
北刈谷北堤-3	61152	可	77	104	20	104
駒新分岐	61170	可	77	104	107	107
北刈谷北堤-4	61180	可	77	104	42	107
北刈谷北堤-5	61181	可	77	104	42	107
北刈谷北堤-6	61182	可	77	104	42	107
北刈谷北堤-7	61183	可	77	104	20	104
若林分岐-1	61190	可	77	76	77	76
若林分岐-2	61191	可	77	76	77	76
宝町分岐1	61210	可	77	61	61	61
宝町分岐2	61211	可	77	61	61	61
北刈谷南桜-1	61220	可	77	171	171	171
北刈谷南桜-2	61221	可	77	171	171	171
北刈谷南桜-3	61222	可	77	107	107	107
新富分岐	61230	可	77	53	53	53
北刈谷依佐美-1	61240	可	77	0	42	107
北刈谷依佐美-2	61241	可	77	0	42	107
北刈谷依佐美-3	61242	可	77	0	42	107
北刈谷依佐美-4	61243	可	77	0	42	107
北刈谷依佐美-5	61244	可	77	0	42	107
知立分岐	61250	可	77	0	46	46
新池分岐-1	61260	可	77	0	43	43
新池分岐-2	61261	可	77	0	43	43
新池分岐-3	61262	可	77	0	43	43
依佐美地蔵山-1	61270	可	77	0	77	71
依佐美地蔵山-2	61271	可	77	0	70	70
岡崎尾崎-1	61280	可	77	0	42	107
岡崎尾崎-2	61281	可	77	0	77	77
依佐美分岐-1	61290	可	77	0	42	107
依佐美分岐-2	61291	可	77	0	42	107
依佐美分岐-3	61292	可	77	0	42	107

依佐美分岐-4	61293	可	77	0	42	107
依佐美分岐-5	61294	可	77	0	42	107
篠目分岐-1	61300	可	77	0	59	59
篠目分岐-2	61301	可	77	0	59	59
岡崎依佐美-1	61310	可	77	0	90	180
岡崎依佐美-2	61311	可	77	0	90	180
岡崎依佐美-3	61312	可	77	0	90	180
岡崎依佐美-4	61313	可	77	0	42	107
岡崎依佐美-5	61314	可	77	0	42	107
古井分岐	61320	可	77	0	59	59
大東分岐-1	61330	可	77	0	77	77
大東分岐-2	61331	可	77	0	77	77
鳥屋金分岐	61340	可	77	0	70	70
岡崎西尾-1	61360	可	77	0	90	180
岡崎西尾-2	61361	可	77	0	90	180
岡崎西尾-3	61362	可	77	0	42	106
岡崎西尾-4	61363	可	77	0	42	106
岡崎西尾-5	61364	可	77	0	42	106
岡崎西尾-6	61365	可	77	0	42	107
下青野分岐	61370	可	77	0	70	70
中原分岐	61380	可	77	0	70	70
和会岡崎-1	61390	可	77	0	42	107
和会岡崎-2	61391	可	77	0	42	107
和会岡崎-3	61392	可	77	0	42	107
和会岡崎-4	61393	可	77	0	42	107
和会岡崎-5	61394	可	77	0	103	171
北野分岐	61420	可	77	0	70	70
岡崎八帖-1	61430	可	77	0	31	77
岡崎八帖-2	61431	可	77	0	42	107
南豊田高岡-1	61440	可	77	0	42	107
南豊田高岡-2	61441	可	77	0	42	107
南豊田高岡-3	61442	可	77	0	107	107
南豊田高岡-4	61443	可	77	0	107	107
南豊田高岡-5	61444	可	77	0	38	38
和会分岐	61450	可	77	0	42	107
南豊田挙母-1	61490	可	77	84	85	183
南豊田挙母-2	61491	可	77	84	85	183
南豊田挙母-3	61492	可	77	84	85	121
南豊田挙母-4	61493	可	77	84	85	121
南豊田挙母-5	61494	可	77	84	85	121
南豊田挙母-6	61495	可	77	84	85	121
南豊田挙母-7	61496	可	77	84	85	121
鴻ノ巣分岐	61500	可	77	59	59	59
挙母西町	61520	可	77	38	8	38
西町竹生	61530	可	77	32	32	32
下村挙母-1	61540	可	77	4	34	19
下村挙母-2	61541	可	77	4	34	14
下村挙母-3	61542	可	77	4	34	11
下村挙母-4	61543	可	77	4	29	6
下村挙母-5	61544	可	77	4	29	4
笹戸分岐-1	61550	可	77	4	29	18
笹戸分岐-2	61551	可	77	4	38	20
時瀬分岐	61560	可	77	4	29	21
真弓分岐	61570	可	77	4	38	32
西広瀬猿投-1	61600	可	77	38	34	38
西広瀬猿投-2	61601	可	77	38	34	38
西広瀬猿投-3	61602	可	77	38	34	38
西広瀬猿投-4	61603	可	77	38	34	38
東豊田挙母-1	61610	可	77	84	129	194
東豊田挙母-2	61611	可	77	84	129	194
東豊田花沢-1	61620	可	77	84	216	214
東豊田花沢-2	61621	可	77	84	77	74
東豊田花沢-3	61622	可	77	84	77	74
西広瀬東豊田-1	61640	可	77	84	129	151
西広瀬東豊田-2	61641	可	77	84	129	142

西広瀬東豊田-3	61642	可	77	84	129	141
西広瀬東豊田-4	61643	可	77	84	129	142
香久礼分岐	61650	可	77	84	70	69
越戸分岐	61660	可	77	29	38	29
阿摺分岐	61680	可	77	41	59	54
東豊田八帖-1	61750	可	77	84	129	216
東豊田八帖-2	61751	可	77	84	129	216
東豊田八帖-3	61752	可	77	84	129	216
東豊田八帖-4	61753	可	77	84	129	216
東豊田八帖-5	61754	可	77	84	103	171
細川分岐	61760	可	77	70	70	70
鴨田分岐	61780	可	77	46	46	46
八帖康生	61790	可	77	28	28	28
八帖戸崎	61800	可	77	84	42	107
戸崎六ツ美	61810	可	77	0	42	107
幸田六ツ美-1	61820	可	77	0	90	181
幸田六ツ美-2	61821	可	77	0	42	108
上地分岐	61830	可	77	0	70	70
戸崎竜泉寺-1	61840	可	77	0	43	213
戸崎竜泉寺-2	61841	可	77	0	129	216
大平分岐-1	61850	可	77	0	107	106
大平分岐-2	61851	可	77	0	107	107
岡町分岐-1	61860	可	77	0	107	101
岡町分岐-2	61861	可	77	0	107	107
岡町分岐-3	61862	可	77	0	107	107
岡町分岐-4	61863	可	77	0	70	70
西尾幸田-1	61880	可	77	0	42	107
西尾幸田-2	61881	可	77	0	42	107
西尾幸田-3	61882	可	77	0	90	180
中島分岐	61890	可	77	0	59	59
竜泉寺幸田-1	61900	可	77	0	129	216
竜泉寺幸田-2	61901	可	77	0	90	180
竜泉寺幸田-3	61902	可	77	0	90	180
竜泉寺幸田-4	61903	可	77	0	90	178
竜泉寺幸田-5	61904	可	77	0	90	178
竜泉寺幸田-6	61905	可	77	0	90	178
羽栗分岐-1	61910	可	77	0	90	176
羽栗分岐-2	61911	可	77	0	90	175
羽栗豊川-1	61920	可	77	0	90	162
羽栗豊川-2	61921	可	77	0	90	162
羽栗豊川-3	61922	可	77	0	90	168
羽栗豊川-4	61923	可	77	0	90	172
羽栗豊川-5	61924	可	77	0	90	180
羽栗豊川-6	61925	可	77	0	90	180
牧平分岐-1	61930	可	77	0	77	71
牧平分岐-2	61931	可	77	0	77	71
牧平分岐-3	61932	可	77	0	77	71
牧平分岐-4	61933	可	77	0	77	71
牧平分岐-5	61934	可	77	0	77	76
赤坂分岐	61950	可	77	0	59	54
幸田横落-1	61960	可	77	0	180	180
幸田西浦-1	61970	可	77	0	273	234
幸田西浦-2	61971	可	77	0	180	140
幸田西浦-3	61972	可	77	0	180	138
幸田西浦-4	61973	可	77	0	180	139
幸田西浦-5	61974	可	77	0	107	107
幸田西浦-6	61975	可	77	0	107	107
幸田西浦-7	61976	可	77	0	77	77
蒲郡分岐	61980	可	77	0	59	59
深溝分岐	61990	可	77	0	55	54
浜町分岐-1	62000	可	77	0	107	63
浜町分岐-2	62001	可	77	0	107	107
浜町分岐-3	62002	可	77	0	107	107
形原分岐	62010	可	77	0	77	77
幡豆分岐	62020	可	77	0	107	106

幸田三谷-1	62030	可	77	0	42	107
幸田三谷-2	62031	可	77	0	42	107
清田分岐	62040	可	77	0	77	77
南安城依佐美-1	62050	可	77	0	42	106
南安城依佐美-2	62051	可	77	0	42	107
南安城依佐美-3	62052	可	77	0	42	107
根崎分岐	62060	可	77	0	70	70
南安城分岐-1	62070	可	77	0	84	214
南安城分岐-2	62071	可	77	0	129	216
鷺塚分岐	62080	可	77	0	38	38
高棚高浜-1	62090	可	77	0	43	214
高棚高浜-2	62091	可	77	0	129	216
高棚高浜-3	62092	可	77	0	129	216
高棚高浜-4	62093	可	77	0	129	216
高棚高浜-5	62094	可	77	0	77	77
高棚高浜-6	62095	可	77	0	77	77
白沢分岐-1	62100	可	77	0	77	77
白沢分岐-2	62101	可	77	0	77	77
依佐美高棚-1	62110	可	77	0	85	121
依佐美高棚-2	62111	可	77	0	85	121
依佐美高棚-3	62112	可	77	0	85	121
高棚南刈谷-1	62120	可	77	0	77	77
高棚南刈谷-2	62121	可	77	0	38	38
高棚南刈谷-3	62122	可	77	0	38	38
吉浜分岐	62130	可	77	0	59	57
南安城西尾-1	62140	可	77	0	42	100
南安城西尾-2	62141	可	77	0	42	107
寺津分岐-1	62160	可	77	0	107	100
寺津分岐-2	62161	可	77	0	107	100
寺津分岐-3	62162	可	77	0	107	98
寺津分岐-4	62163	可	77	0	107	98
法光寺分岐	62170	可	77	0	77	77
碧南連絡-1	62190	可	77	0	53	136
碧南連絡-2	62191	可	77	0	53	136
碧南玉津浦-1	62200	可	77	0	216	216
碧南玉津浦-2	62201	可	77	0	107	107
碧南玉津浦-3	62202	可	77	0	70	70
大浜分岐-1	62210	可	77	0	134	134
大浜分岐-2	62211	可	77	0	64	64
衣浦分岐-1	62220	可	77	0	134	134
衣浦分岐-2	62221	可	77	0	134	134
衣浦分岐-3	62222	可	77	0	50	50
吉良碧南-1	62230	可	77	0	43	211
吉良碧南-2	62231	可	77	0	129	189
吉良碧南-3	62232	可	77	0	129	188
吉良碧南-4	62233	可	77	0	129	189
吉良碧南-5	62234	可	77	0	129	191
市子分岐	62260	可	77	0	55	54
一色分岐	62270	可	77	0	38	14
吉良富好-1	62280	可	77	0	104	97
吉良富好-2	62281	可	77	0	38	30
西尾吉良-1	62300	可	77	0	59	99
西尾吉良-2	62301	可	77	0	42	107
西尾吉良-3	62302	可	77	0	129	216
細池分岐	62320	可	77	0	70	70
豊川古宿-1	62460	可	77	0	45	45
豊川古宿-2	62461	可	77	0	45	45
南安城徳原-1	62860	可	77	0	171	171
南安城徳原-2	62861	可	77	0	143	143
南安城徳原-3	62862	可	77	0	107	107
南安城徳原-4	62863	可	77	59	59	59
足助分岐	62880	可	77	4	36	24
日進宮口分岐-5	62890	可	77	107	129	216
日進宮口分岐-6	62891	可	77	0	129	216
大高北刈谷-3	62900	可	77	0	42	107

下村田口-1	62910	可	77	4	59	46
下村田口-2	62911	可	77	4	59	49
下村田口-3	62912	可	77	4	59	50
黒田分岐	62920	不可	77	0	0	55
下津具分岐	62930	可	77	4	59	58
夏山分岐	62940	可	77	0	59	53
西広瀬飯野-1	62990	可	77	43	106	43
西広瀬飯野-2	62991	可	77	43	107	44
西広瀬飯野-3	62992	可	77	43	107	44
西広瀬飯野-4	62993	可	77	43	107	43
西広瀬飯野-5	62994	可	77	43	118	54
西広瀬飯野-6	62995	可	77	41	92	41
西広瀬飯野-7	62996	可	77	41	59	50
百月分岐1	63000	可	77	41	92	50
百月分岐-2	63001	可	77	41	92	48
百月分岐-3	63002	可	77	0	37	0
白瀬分岐	63020	可	77	4	59	57
足助賀茂	67010	不可	33	1	0	9
賀茂東大見	67020	不可	33	1	0	9
東大見巴川	67030	不可	33	1	0	10
八帖野田-1	67040	不可	33	16	0	16
八帖野田-2	67041	不可	33	16	0	16
八帖野田-3	67042	不可	33	16	0	25
八帖大西-1	67060	不可	33	24	0	24
日進宮口分岐-3	12763	可	77	134	53	134
諸輪分岐-1	11321	可	77	76	76	76
日進宮口分岐-2	12762	可	77	134	53	134
和合分岐	12591	可	77	59	59	59
諸輪分岐-2	11322	可	77	76	76	76

別紙6 入札・系統連系順位等に関する補足

1. 最低入札負担金単価について

- 入札にあたっては、電源接続案件募集プロセスの成立性を考慮し、最低入札負担金単価を設けます。
- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費を応募容量^{*1}で除した単価といたします。ただし、連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となることから、一般負担の上限額を踏まえた一般負担単価を控除した金額を最低入札負担金単価といたします。
- 最低入札負担金単価については、接続検討の回答に併せてお知らせいたしますので、十分ご確認のうえ、最低入札負担金単価以上の単価で、入札くださいますようお願いいたします。

※1 応募容量が募集容量を上回る場合は、原則として、入札対象工事費を募集容量で除した単価といたします。

[お知らせイメージ]

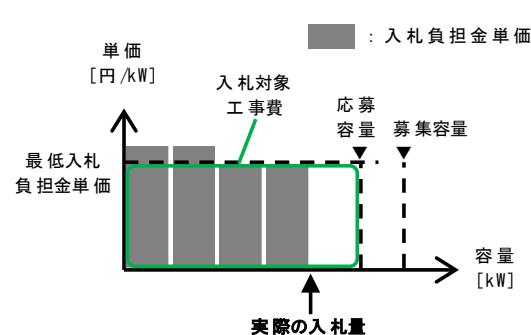
適用される 費用負担ルール	電源種別	最低入札 負担金単価 [万円/kW]
費用負担ガイドライン	バイオマス（専焼）	● ●
	地熱	
	バイオマス（石炭混焼）	
	バイオマス（LNG混焼）	
	原子力	
	石炭火力	
	LNG火力	
	小水力	
	廃棄物（バイオマス（専焼）を除く）	
	一般水力	
	バイオマス（石油混焼）	
	石油火力	
	洋上風力	
	陸上風力	
	太陽光	
電源線〔入札対象工事が電源線の場合〕	すべて	別途提示

2. 最低入札負担金単価と電源接続案件募集プロセスにおける入札の成否について

- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費を 応募容量^{※1}で除した単価を基準に設定いたしますが、実際の入札においては、接続検討の回答内容を踏まえ、入札を控える応募者がいることが想定されます。
- したがって、現実的には入札がなされた発電設備等の容量が応募容量を下回る可能性が大きく、その場合、入札者全員が最低入札負担金単価と同額の入札を行っていた場合であっても、入札は不成立となります（[ケース 1] 参照）。
- そこで、接続検討の回答時に最低入札負担金単価と併せて、応募件数と応募容量をお知らせいたしますので、入札を成立させるためには、最低入札負担金単価を超える入札が必要となる可能性も考慮のうえ、入札負担金単価についてご検討くださいますようお願ひいたします。

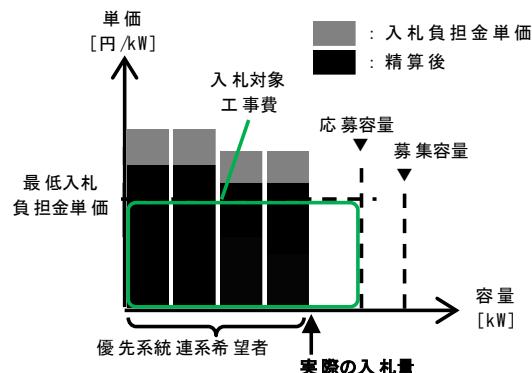
[ケース 1]

最低入札負担金単価付近の入札しかなかった場合のイメージ（不成立）



[ケース 2]

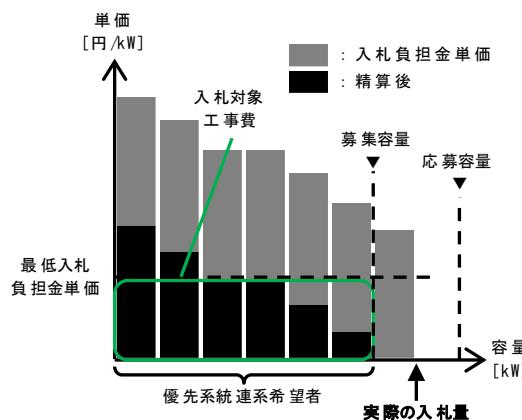
募集容量以下の入札量しかなかったが負担金が集まつた場合のイメージ（成立）



（参考）募集容量以上の入札があった場合は、募集容量の範囲内で、入札負担金単価が高い順に連系できます。[ケース 3]

[ケース 3]

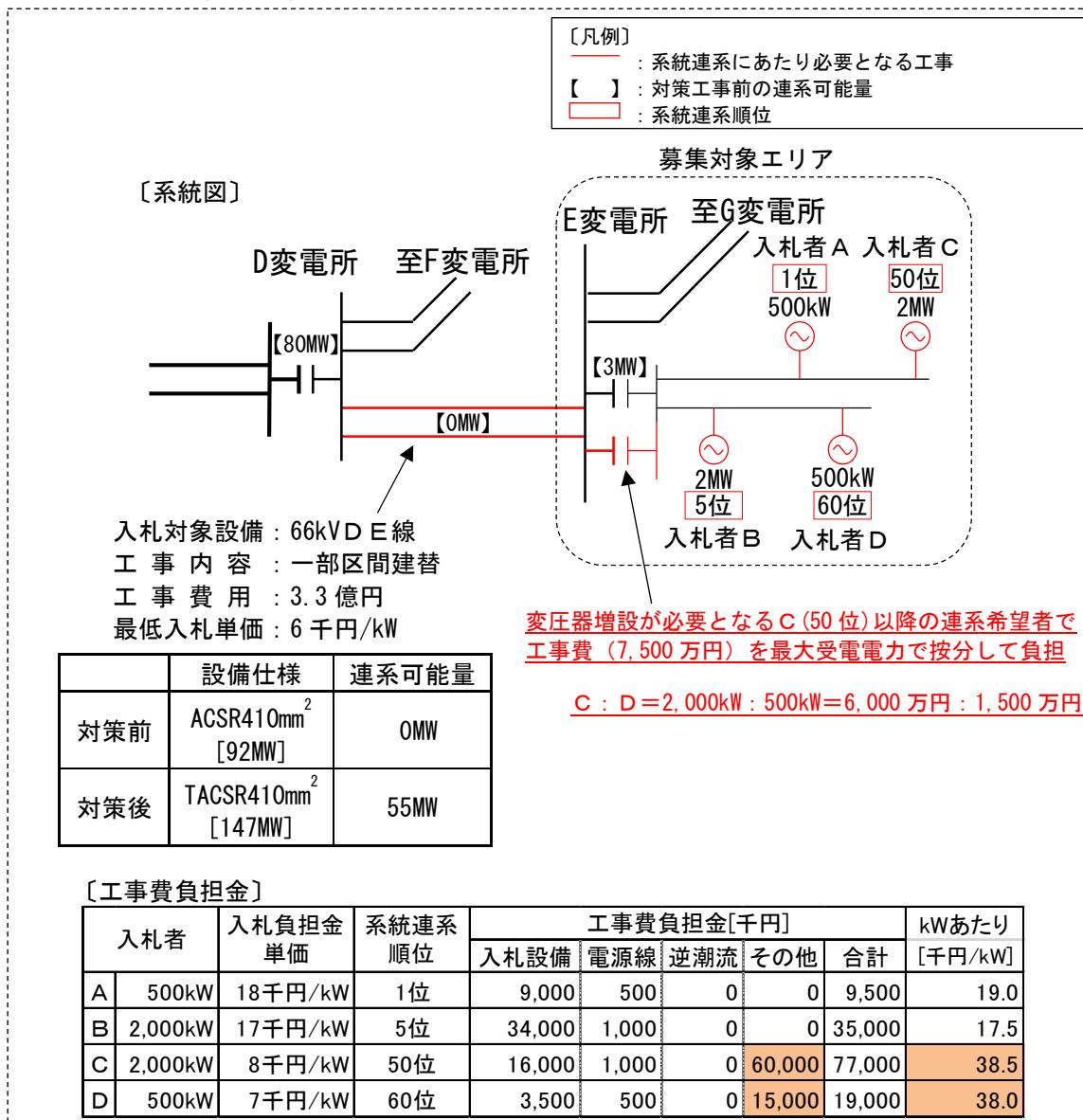
募集容量以上の入札があった場合のイメージ（成立）



3. 優先系統連系希望者の決定について

- 入札負担金単価が高い順に、募集対象エリアの系統連系順位を決定いたします。
- 系統連系順位にしたがって、募集容量の範囲内の入札者を優先系統連系希望者に決定いたします。
- 入札者の最大受電電力が、残容量（「募集容量」－「上位の優先系統連系希望者の最大受電電力の合計値」）を超過する場合は、原則として、当該入札者を優先系統連系希望者とはいたしません（応募容量の変更は認めません。）。この場合、当該入札者よりも系統連系順位が上位の入札者を優先系統連系希望者といたします。
- 入札対象工事以外の増強工事等については、系統連系順位にしたがって、対策工事の要否等の検討を実施いたします。したがって、入札対象工事以外の増強工事等によっては、系統連系順位が下位の優先系統連系希望者の方が、工事費負担金が高額となる場合がありますのでご留意ください。

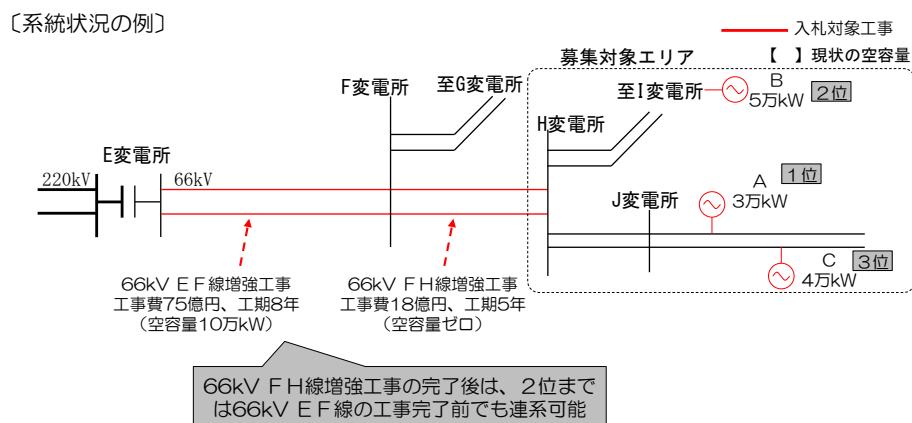
例 系統連系順位が下位の入札者の方が、工事費負担金が高額となるケース



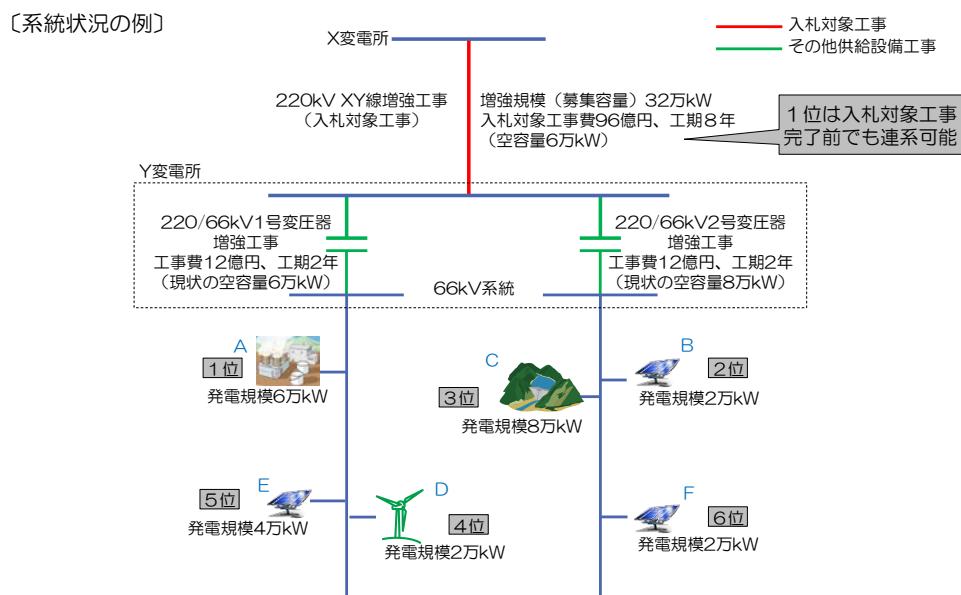
4. 入札対象工事に連系可能量（空容量）がある場合の優先系統連系希望者の連系について

- 入札対象工事について、次に示す事例のように入札対象工事の完了前に連系可能量（空容量）が生じる場合は、系統連系順位にしたがって、当該連系可能量の範囲内の優先系統連系希望者は、連系可能といたします※²※³※⁴。
 - 上記のように連系可能となる場合は、当該優先系統連系希望者へは再接続検討の回答時にお知らせいたします。
- ※2 優先系統連系希望者が実際に連系するにあたっては、当該優先系統連系希望者の連系に必要な電源線工事やその他供給設備工事等が完了している必要があります。
- ※3 優先系統連系希望者の最大受電電力が、残容量（「入札対象工事完了前の連系可能量（空容量）」－「上位の優先系統連系希望者の最大受電電力の合計値」）を超過する場合は、原則として、入札対象工事完了前に連系することはできません。
- ※4 連系可能量（空容量）が生じる場合においても、熱容量以外の要因（電圧変動面等）により、入札対象工事の完了前に連系できない場合があります。

[事例1] 入札対象工事が複数の工事で成り立っている場合で、一部の対策工事が完了すると連系可能量（空容量）が一部増加する場合



[事例2] 電源接続案件募集プロセスの開始以降に、既契約申込者が契約申込みを取り下げた等により、連系可能量（空容量）が生じる場合



5. 不成立時に入札対象工事の対象設備に空容量が生じている場合の取扱いについて

- 優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合等^{※5}は、原則として、本プロセスは不成立となります。本プロセス開始以降に既契約申込者が契約申込みを取り下げた場合等は、既存の入札対象設備に空容量が生じている場合があります。
- その場合は、原則として、系統連系順位にしたがって、空容量の範囲内の入札者を優先系統連系希望者といたします^{※6}。

※5 入札負担金単価が著しく高額等の事由により、入札が成立しない蓋然性が高いと本機関が判断した場合を含みます。この場合、入札は実施しないため、系統連系順位は、原則として抽選により決定いたします。

※6 この場合の優先系統連系希望者については、本文2.10(2)にかかわらず、本プロセスにおける手続（接続検討申込み、応募、入札等）は無効といたします。

電源接続案件募集プロセスにおける 系統連系順位の決定 及び 工事費負担金算定イメージ

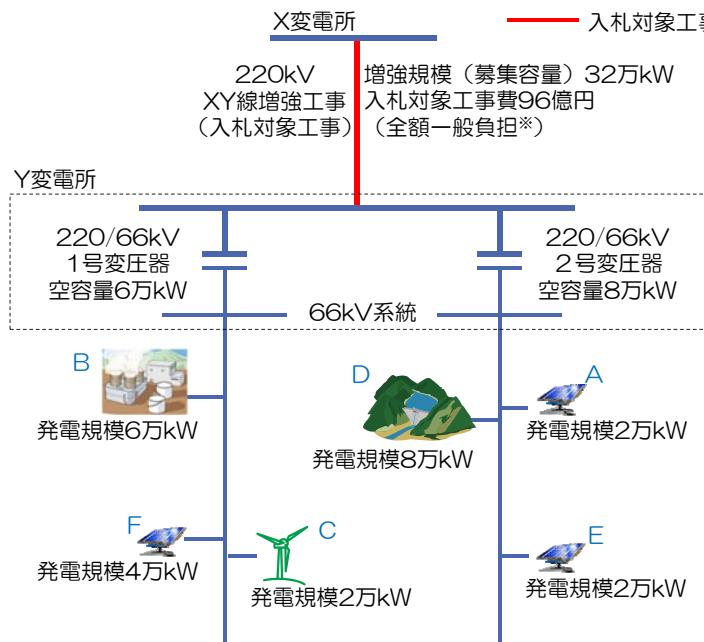
(例示)

算定モデル

1

本資料では、工事費負担金の算定例として、次の系統及び入札負担金単価をモデルケースとして、発電事業者Dの工事費負担金（一般負担の上限超過額を含む。）を算定する。

〔系統状況〕



〔入札状況〕

発電事業者	入札負担金単価 [万円/kW]
A (太陽光)	3.5
B (地熱)	3.0
C (陸上風力)	2.0
D (一般水力)	1.5
E (太陽光)	1.5
F (太陽光)	1.0

※一般負担の上限を考慮する前の費用算定

- 入札負担金単価を補正のうえ、入札負担金単価が高い順に系統連系順位を決定

工事費負担金単価（補正後）

$$= \text{入札負担金単価} + \text{当該入札者の一般負担単価}^{\ast}$$

\ast 当該入札者の一般負担単価 [円／kW]

= 入札対象工事費の一般負担額 [円]

/ 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計 [kW]

ただし、当該入札者の電源種別の一般負担の上限を超える場合は、一般負担の上限額。

(参考) 一般負担の上限額

電源種別	一般負担の上限額 $^{\ast 1}$
バイオマス（専焼） $^{\ast 2}$	
地熱	
バイオマス（石炭混焼）	
バイオマス（LNG混焼）	
原子力	
石炭火力	
LNG火力	
小水力 $^{\ast 3}$	4.1万円/kW
廃棄物（バイオマス（専焼）を除く）	
一般水力 $^{\ast 4}$	
バイオマス（石油混焼）	
石油火力	
洋上風力	
陸上風力	
太陽光	

$\ast 1$ ：税抜き $\ast 2$ ：バイオマスに該当する廃棄物のみを燃焼するものを含む

$\ast 3$ ：1,000kW以下 $\ast 4$ ：1,000kWを超えるもの

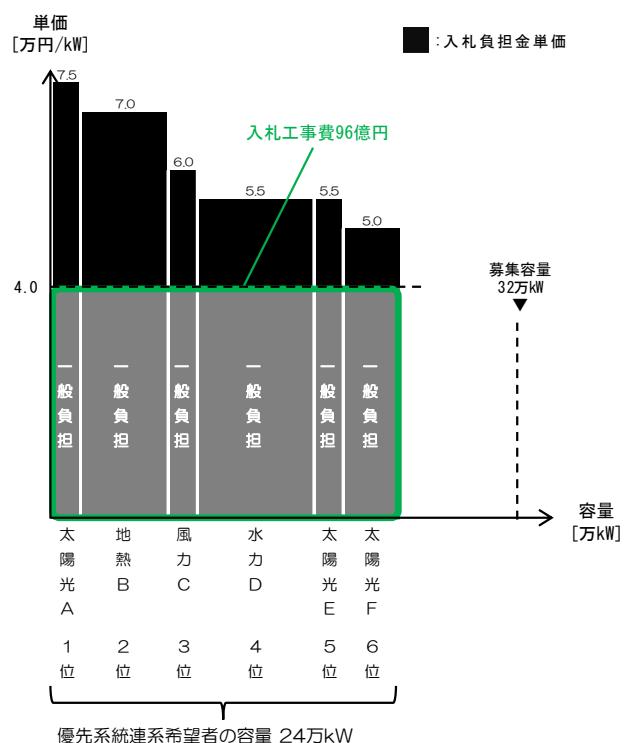
- 一般負担単価
＝入札対象工事費の一般負担額／優先系統連系希望者の最大受電電力の合計
＝96億円／24万kW =4.0万円/kW
- 入札負担金単価に上記によって算出された一般負担単価を一般負担の上限額を限度として加算した上で、単価が高い順に系統連系順位を決定

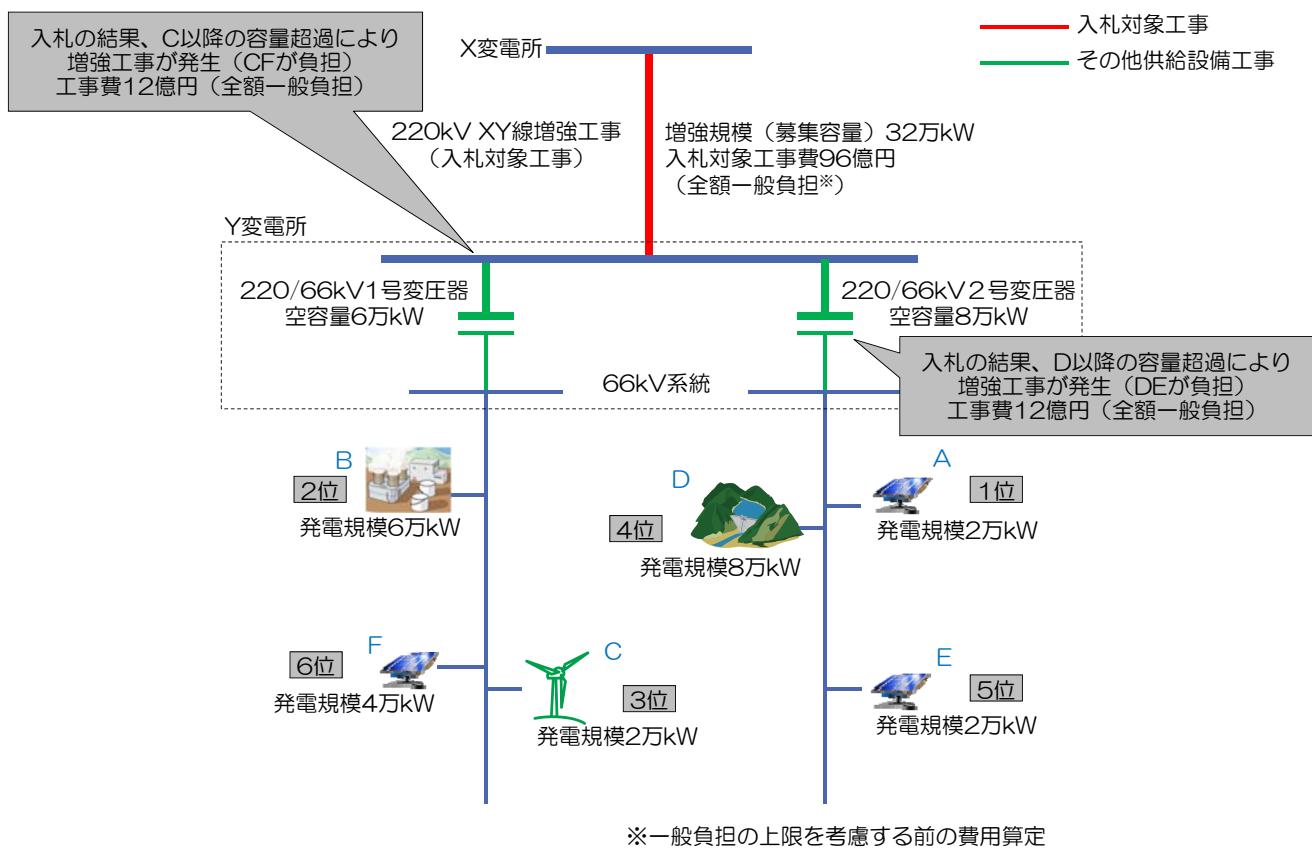
発電事業者	発電規模 [万kW]	入札負担金単価 [万円/kW]	一般負担単価 [万円/kW]	入札負担金単価（補正後） [万円/kW]	系統連系順位	優先系統連系希望者
A (太陽光)	2	3.5	4.0	7.5	1	○
B (地熱)	6	3.0	4.0	7.0	2	○
C (陸上風力)	2	2.0	4.0	6.0	3	○
D (一般水力)	8	1.5	4.0	5.5	4※	○
E (太陽光)	2	1.5	4.0	5.5	5※	○
F (太陽光)	4	1.0	4.0	5.0	6	○
合計	24	—	—	—	—	—

※ 補正後の入札負担金単価が同値のもので、抽選により上記の順位になったと仮定

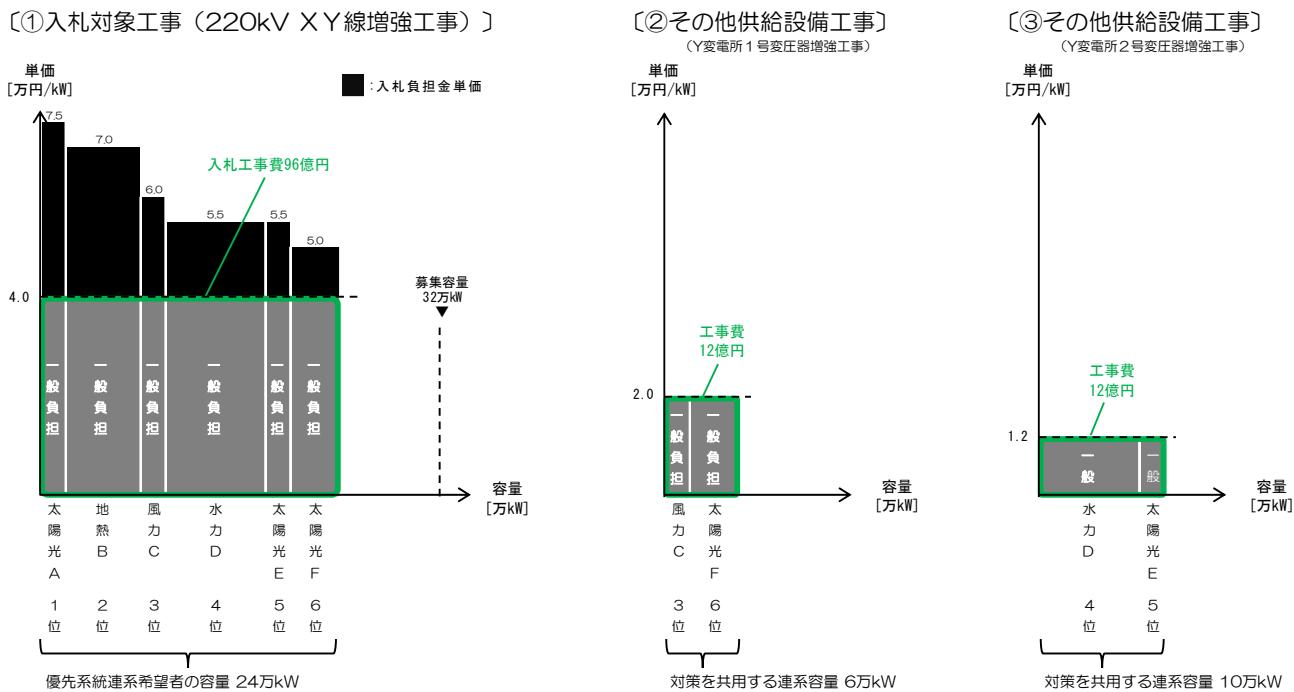
本モデルケースにおける系統連系順位の決定

〔①入札対象工事 (220kV X Y線増強工事)〕



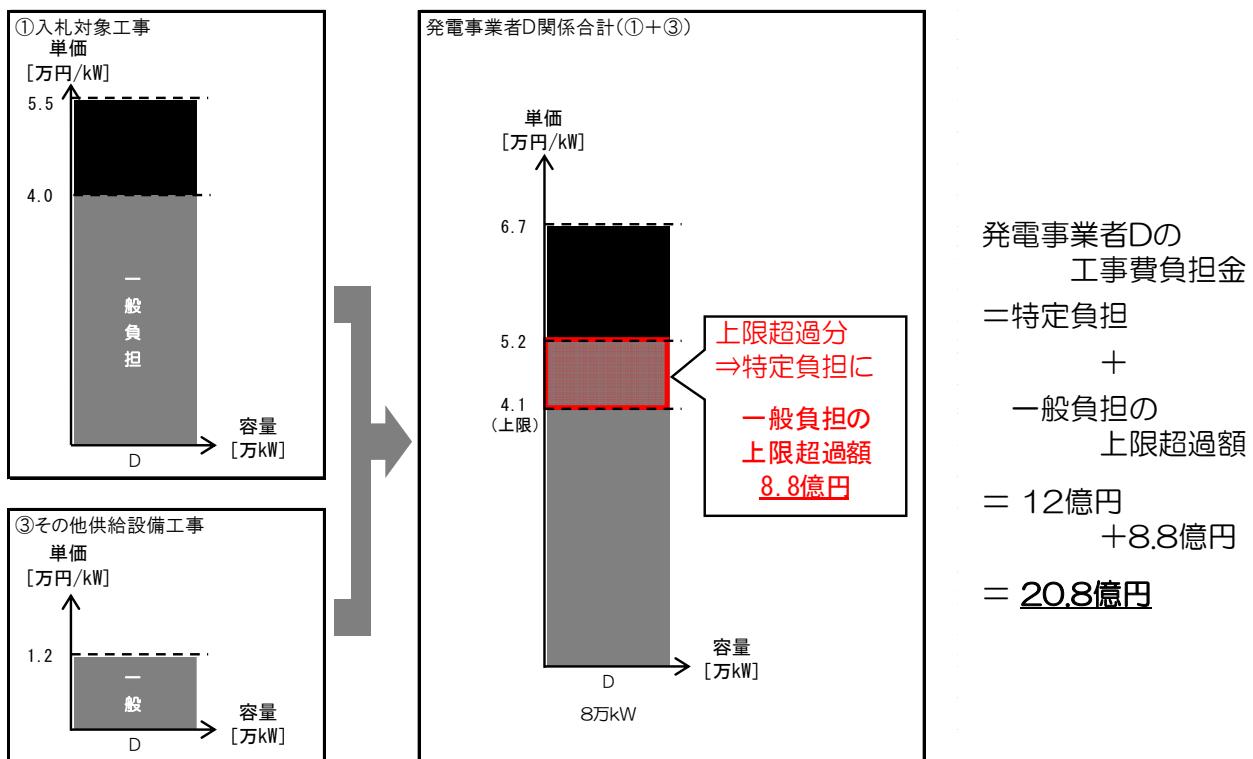


工事費負担金の算定イメージ（再接続検討時）



注) 一般負担の上限超過額算定期

【工事費負担金の算定イメージ（発電事業者Dの場合）】



別紙8 応募容量が募集容量を超過した場合等の入札方法について

- 応募容量が募集容量を超過している場合等においては、原則として^{*1}、入札段階において、「募集要綱に記載の増強工事」に加えて「全ての応募者が連系可能な増強工事」等^{*2}の複数の増強工事を入札対象工事として提示いたします。
- この場合の入札方法等は次のとおりです。

1. 入札方法

- ・入札者は工事費・工期等から、上位系統対策として受容可能な入札対象工事に負担可能な額（入札額）にて入札くださいますようお願いいたします。

〈例〉入札対象工事が2つ（連系可能量：増強工事① < 増強工事②）の場合、入札額を検討のうえ、申込む入札対象工事について、次のいずれかを選択

- ・増強工事①のみ
- ・増強工事① 及び 増強工事②

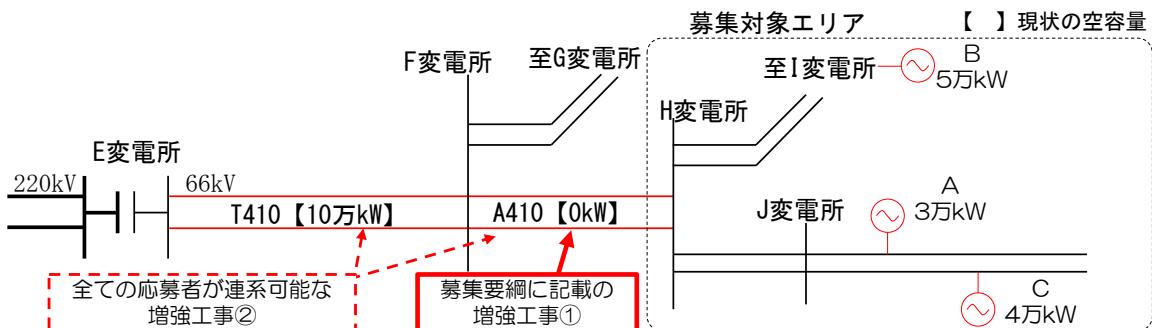
2. 入札対象工事の決定方法

- ・入札の成立条件を満たした増強工事のうち、原則として、系統連系希望者の最大受電電力の合計が最も大きい増強工事を入札対象工事として選定し、本プロセスを進めます。

※1 超過量が僅少で入札段階では募集容量以下となる蓋然性が高い又は「全ての応募者が連系可能な増強工事」が著しく高額等の事由により「全ての応募者が連系可能な増強工事」を入札対象工事としたとしても入札が成立しない蓋然性が高いと本機関が判断した場合は、「全ての応募者が連系可能な増強工事」を入札対象工事として提示しないことがあります。

※2 「募集要綱に記載の増強工事」及び「全ての応募者が連系可能な増強工事」に加えて、他の増強工事を入札対象工事として提示する場合があります。

[系統状況の例]



[入札状況の例]

入札者	入札額(単価)	入札申込み	
		増強工事① (+9万kW、18億円、5年)	増強工事② (+13万kW、93億円、8年)
A 3万kW	8万円/kW	<input checked="" type="radio"/> (1位)	<input checked="" type="radio"/> (1位)
B 5万kW	4万円/kW	<input checked="" type="radio"/> (2位)	- (入札せず)
C 4万kW	2万円/kW	<input checked="" type="radio"/> (3位、ただし落選)	- (入札せず)
総額	-	当選者ABで44億円（成立）	24億円（不成立）

別紙9 入札の成立条件を満たさない場合における対応について

- 優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合は、入札の成立に向け、原則として^{※1}、次の取り組みを行います。

※1 記載の内容以外にも成立に向けた取り組みを行う場合があります。

[ステップ1] 系統増強規模の縮小（縮小できる増強工事案がある場合）

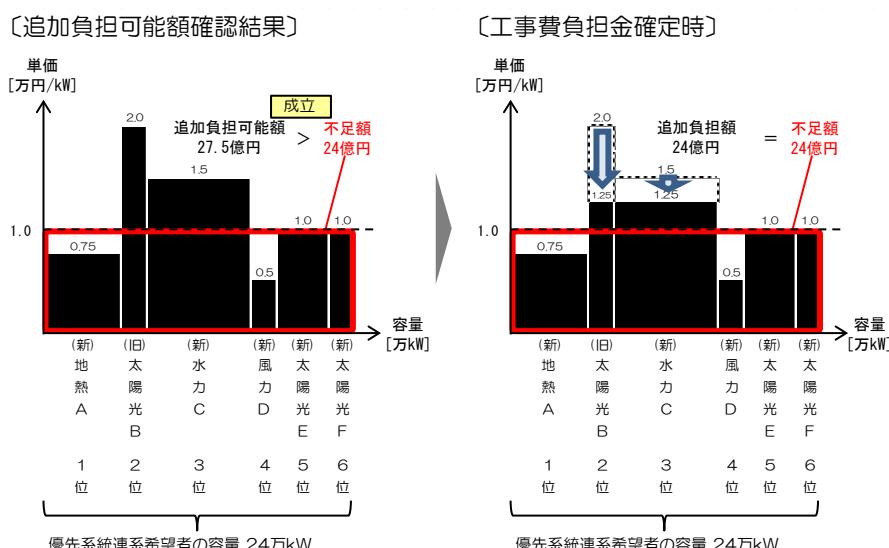
- 入札対象工事の規模を縮小することにより、連系可能量が減少するものの、必要工事費を低減することで、一部又は全ての入札者を優先系統連系希望者として入札の成立条件を満たすことを志向いたします。

[ステップ2] 追加負担可能額の確認

- 優先系統連系希望者に入札を成立させるために必要な額（「増強工事費」と「優先系統連系希望者の入札額の合計」の差）を通知のうえ、入札額に加えて負担可能な額（追加負担可能額）を確認し、追加負担可能額の合計が必要額を充足することにより、入札の成立条件を満たすことを志向いたします（必要額を入札者の最大受電電力で按分した額の負担可否を確認する場合もあります。）。

- ・ 追加負担可能額に対しては、追加の第1次保証金（入札保証金）を求めません。
- ・ 系統連系順位は、追加負担可能額にかかわらず、当初の入札時の入札負担金単価に基づき付与された順位といたします（追加負担可能額によって系統連系順位を見直すことはありません。）。
- ・ 追加負担可能額の確認の結果、入札の成立条件を満たした場合、追加負担可能額の合計が必要額を超過した額については、工事費負担金確定時における入札対象工事の工事費負担金の減額補正（本文3.3参照）において、多くの追加負担可能額（単価）を申し出た優先系統連系希望者から減額補正を行います。

〈例〉追加負担可能額の減額補正イメージ



〔ステップ3〕再入札（縮小できる増強工事案がある場合）

- 系統増強規模の縮小（ステップ1）や追加負担可能額の確認（ステップ2）を行ってもなお、入札の成立条件を満たさない場合は、当初の入札において入札申込みがなされた容量を考慮のうえ、入札対象工事の規模を縮小し、全ての応募者を対象に、再度、入札（以下、「再入札」という。）を行い、当初の入札対象工事が長期である等の理由で入札を控えていた応募者が、縮小した増強工事案では短期である等の理由で再入札に入札申込みを行うことにより、入札の成立条件を満たすことを志向いたします。
- ・ 再入札を行う場合、当初の入札において付与された系統連系順位は無効となり、再入札時の入札負担金単価により改めて付与されます。
そのため、当初の入札では連系可能量の範囲内であるとして優先系統連系希望者であった応募者が、連系可能量の減少や当初の入札時の入札辞退者が入札することにより、非優先系統連系希望者となる場合があります。
- ・ 縮小した増強工事案は、当初の入札対象工事よりも必要工事費は低減するものの、連系可能量も減少するため、最低入札負担金単価が高くなる場合があります。
- ・ 本プロセスにおいて暫定的に確保する送電系統の容量として、縮小した増強工事案の連系可能量を上限に、再入札において入札申込みがなされた容量を確保いたします。ただし、当初の入札締切以降に本プロセス周辺エリア等の他の系統連系希望者により契約申込みがなされたことによって、本プロセスの上位系統の送電系統の容量が確保された場合は、当初の入札により確保されている容量が、再入札における連系可能量となる場合があります。
- ・ 第1次保証金については、当初の入札時より入札負担金単価を増額する場合は差額の第1次保証金を申し受けます。なお、当初の入札時から減額する場合、その差額については、本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金いたします^{※2}^{※3}。
- ・ 再入札でも入札の成立条件を満たさない場合、更なる系統増強規模の縮小（ステップ1）や追加負担可能額の確認（ステップ2）を行うことにより、入札の成立条件を満たすことを志向いたします。

※2 当該入札者が優先系統連系希望者として本プロセスが成立した場合は、当該優先系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当いたします。

※3 当初の入札に申込みした入札者が、再入札に申込みしない場合も同様です。

〔留意事項〕

- 本資料における対応は、あくまでも入札の成立条件を満たさない場合における予備的な対応としての位置づけです。このため、本資料における対応が必要となつた場合は、該当する入札者又は応募者に対し、手続等について別途ご案内いたします。
- 追加負担可能額の確認（ステップ2）や再入札（ステップ3）を考慮して、入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の入札行動が考えられますが、当初の入札が形骸化して不要に追加負担可能額の確認や再入札を行うことによる電源接続案件募集プロセスの遅延を防止するため、当初の入札（系統連系順位付与）が尊重されるルールとしております。
- 入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の入札行動は、次のとおり、入札者自身及び電源接続案件募集プロセス全体への不利益が考えられますので、当初の入札時から、事業性等から合理的に許容される入札負担金単価にて入札してください。

①系統連系順位が低く、結果として入札者の工事費負担金が高額となるリスク

- ・系統連系順位は当初の入札における入札負担金単価により付与されます。
そのため、入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価より低い単価で入札した結果として入札の成立条件を満たさず、追加負担可能額の確認において多額の追加負担を行うことにより入札が成立した場合でも、当初から入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価で入札した場合の系統連系順位と比べて低い系統連系順位となっており、その結果、その他供給設備工事等の工事費負担金が高額となる場合があります（別紙6参照）。

②系統増強規模縮小にて成立した場合に、系統連系順位が低く入札者が連系できなくなるリスク

- ・系統増強規模の縮小（ステップ1）により入札が成立する場合、追加負担可能額の確認において多額の追加負担を行おうと考えていても、系統連系順位が低いため、減少した連系可能量の範囲外の入札者は、非優先系統連系希望者となります。
- ・なお、募集時点では系統連系希望者の接続系統や系統連系順位等が具体的でないため、系統増強規模の縮小案がないと考えられた場合でも、入札後に入札者の接続系統や系統連系順位等に応じて具体的に検討した結果、系統増強規模の縮小が可能となる場合があります。

〈例〉 入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価より低い単価で入札したことによる連系可否等

入札者Cが様子見の単価2万円/kWで入札した場合

入札者	入札額(単価)	順位	入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円)	増強 規模 縮小	縮小後の増強工事 〔送電線一部建替〕 (+4万kW、8億円)
A 1万kW	3万円/kW	1位	○ (優先系統連系希望者)		○ (優先系統連系希望者)
B 2万kW	2.5万円/kW	2位	○ (優先系統連系希望者)		○ (優先系統連系希望者)
C 3万kW	2万円/kW	3位	○ (優先系統連系希望者)		X (非優先系統連系希望者)
総 額	—		14億円 (不成立)		入札者ABで8億円 (成立)

⇒ 入札者Cは連系できない

入札者Cが単価2.7万円/kWで入札した場合

入札者	入札額(単価)	順位	入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円)	増強 規模 縮小	縮小後の増強工事 〔送電線一部建替〕 (+4万kW、8億円)
A 1万kW	3万円/kW	1位	○ (優先系統連系希望者)		○ (優先系統連系希望者)
B 2万kW	2.5万円/kW	3位	○ (優先系統連系希望者)		X (非優先系統連系希望者)
C 3万kW	2.7万円/kW	2位	○ (優先系統連系希望者)		○ (優先系統連系希望者)
総 額	—		16億円 (不成立)		入札者ACで11億円 (成立)

⇒ 入札者Cは連系できるものの、系統連系順位は2位のため、結果としてその他供給設備工事等の工事費負担金が高額となるおそれ。

入札者Cが事業性等から合理的に許容される単価3.5万円/kWで入札した場合

入札者	入札額(単価)	順位	入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円)
A 1万kW	3万円/kW	2位	○ (優先系統連系希望者)
B 2万kW	2.5万円/kW	3位	○ (優先系統連系希望者)
C 3万kW	3.5万円/kW	1位	○ (優先系統連系希望者)
総 額	—		18.5億円 (成立)

⇒ 入札者Cは連系可能。また、系統連系順位は1位。

③電源接続案件募集プロセスが遅延するリスク

- ・入札の成立条件を満たさない場合における対応により、当初の入札で成立した場合に比べて時間を要することから、結果としてプロセス完了が遅れ、接続契約の締結や系統連系までに時間を要することになります。そのため、場合によってはF I T調達価格や調達期間に影響が及ぶおそれがあります。

別紙 10 広域系統長期方針に基づく流通設備効率の向上に向けた取組み

本機関は、広域系統長期方針に基づく流通設備効率の向上に向けた取組の一環として、電源接続や設備形成の検討に際しての「想定潮流の合理化」及び「N－1電制の先行適用」の検討を行ってまいりました。

その基本的考え方や具体的手法の検討が完了したため、以下の通り適用を開始していることをお知らせします。

なお、詳細につきましては、本機関のHP「広域系統整備委員会」及び「系統アクセスに関するお知らせ」で公表^{*}しています。

- ※ 本機関HP「広域系統整備委員会」
<http://www.occto.or.jp/iinkai/kouikikeitouseibi/index.html>
- ※ 本機関HP「系統アクセスに関するお知らせ」
<http://www.occto.or.jp/access/oshirase/index.html>

1. 想定潮流の合理化の適用

- これまで、電源接続や設備形成の検討を行う際、軽負荷期あるいは重負荷期等といった特定の時期において電源出力が最大となることを想定し潮流を算出しておりました。
- 「想定潮流の合理化」は、特定の時期だけでなく需要に応じて電源稼働の蓋然性評価を行うことで、現状の供給信頼度を大きく低下させることなく、電力系統の利用効率の向上を図るものです。
- 2018年4月1日から適用を開始しています。

2. N－1電制の先行適用（適用対象：特別高圧の系統に新たに接続される電源）

- 「コネクト＆マネージ」の取り組みの一つである「N－1電制」は、単一設備故障時にリレーシステムで瞬時に電源制限を行うことで運用容量を拡大する取り組みになります。
- これまで、各一般送配電事業者によりその適用の実態や考え方バラツキがあったため、統一的な考え方に基づいたN－1電制の適用に向け検討を進めていますが、合理的にN－1電制を実現するためには、効果や経済性を考慮した適切な電源を制限（オペレーション）し、これに伴う費用を受益に応じて応分に負担する仕組みが必要であり、電源制限に伴う正確な機会損失費用の把握やその費用を精算する仕組みなど、実現には相応の時間がかかるものと想定しています。
- このため、まずは、「N－1電制の適用を前提とし接続する新規電源」を電制対象者とする（オペレーションと機会損失費用負担者（N－1電制適用の受益者）を一致させる）場合において先行的にN－1電制を適用することとしました。
- 2018年10月1日から適用を開始しています。

年　月　日

応募申込書

中部電力パワーグリッド株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「愛知エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、2020年5月11日付募集要綱を承認の上、下記のとおり応募します。

記

1. 発電場所	
2. 受電地点	
3. 最大受電電力	
4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail (上記が記載されている名刺 の貼付でも可)	

<申込み窓口 記入欄>

受付番号		受領日	
------	--	-----	--

年 月 日

入札書

中部電力パワーグリッド株式会社 御中

住 所

会 社 名

代表者 氏名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「愛知エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、2020年5月11日付募集要綱を承認の上、下記のとおり入札します。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 入札負担金単価*	円／kW（税抜） 〔最低入札負担金単価以上の単価で入札してください〕
3. 第1次保証金額** (入札保証金額)	円 (税込) 〔次の①または②のいずれか高い方 ① 入札負担金単価 [円／kW] (税抜) × 最大受電力 [kW] × 5% + 税 ② 20万円+税〕
4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

* 入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る場合、及び振込期限までに第1次保証金の振込みがない場合、又は、不足している場合は、原則として、入札が無効となりますので、ご留意ください。

注) 手書き時の算用（アラビア）数字の書き方

線一本

すきまを開ける



年 月 日

入札申込書

中部電力パワーグリッド株式会社 御中

住 所

会 社 名

代表者 氏名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「愛知エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、2020年5月11日付募集要綱を承認の上、同封する入札書のとおり入札を申し込みます。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 入札負担金単価	同封「入札書」のとおり
3. 第1次保証金額 (入札保証金額)	同封「入札書」のとおり
4. 保証金返還時の口座	
銀行名	
支店名	
預金科目	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人の氏名	
5. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

年 月 日

共同負担意思確認書
(共同負担の意思がある場合)

中部電力パワーグリッド株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「愛知エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、●●年●月●日付再接続検討の回答書の内容を承認するとともに、次に申告する負担可能上限額（入札額を除く。以下同じ。）を上限とする工事費負担金（入札額を除く。以下同じ。）を負担の上、連系等を行う意思があることを表明いたします^{*1}。

なお、当社は、他の優先系統連系希望者の辞退に基づく再接続検討の結果の工事費負担金が申告した負担可能上限額を上回る場合に辞退扱いとなること並びに辞退扱いとなる場合に同プロセスにおいて当社が行った全ての手続（接続検討申込み、応募、入札 等）が無効となること及び当社が支払った第1次保証金が没収されることに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 負担可能上限額（税抜） ^{*2} <u>（入札額を除く）</u>	円 (税抜)
3. 第2次保証金額（税込） ^{*1} <u>（共同負担意思保証金）</u>	円 (税込) (第1次保証金（入札保証金）と同額)
4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

※1 振込期限までに第2次保証金の振込みがない場合、又は、不足している場合は、原則として、共同負担意思の表明が無効となりますので、ご留意ください。

※2 本書による負担可能上限額の申告以降、原則として、申告額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告ください。

年 月 日

共同負担意思確認書 (共同負担の意思がない場合)

中部電力パワーグリッド株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「愛知エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、以下の理由により、●●年●月●日付再接続検討の回答書記載の工事費負担金の負担意思が無く、連系等を行うことを希望いたしません。

なお、当社は、同プロセスにおいて当社が行った全ての手続（接続検討申込み、応募、入札 等）が無効となることを承認し、当社が支払った第1次保証金が没収されることに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

【連系等を行うことを希望しない理由】最も該当する番号に1つだけ○を付けて下さい。

- 1-1 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答時よりも高額で、負担可能な金額より高額
- 1-2 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答の範囲内ではあるものの、負担可能な金額より高額
- 2-1 所要工期が、接続検討回答時に示された工期よりも長く、事業として当該時期まで待てない
- 2-2 所要工期が、接続検討回答時に示された工期と同等又は早期ではあるものの、事業として当該時期まで待てない
- 3 応募以降の事業環境の変化
- 4 その他

年　月　日

辞　退　書

中部電力パワーグリッド株式会社 御中

住　　所

会　社　名

代表者氏名

印

当社は、都合により、電力広域的運営推進機関が主宰する「愛知エリアにおける電源接続案件募集プロセス」を辞退いたします。

なお、当社は、上記電源接続案件募集プロセスに関する全ての手続（接続検討申込み、応募、入札 等）が無効となることを承認し、当社が支払った保証金を没収されることに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

【辞退の理由】最も該当する番号に1つだけ○を付けて下さい。

- 1－1 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答時よりも高額で、負担可能な金額より高額
- 1－2 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答の範囲内ではあるものの、負担可能な金額より高額
- 2－1 所要工期が、接続検討回答時に示された工期よりも遅く、事業として当該時期まで待てない
- 2－2 所要工期が、接続検討回答時に示された工期と同等又は早期ではあるものの、事業として当該時期まで待てない
- 2－3 所要工期が、共同負担意思の表明の前提とした工期を超過しており、事業として当該時期まで待てない
- 3 応募以降の事業環境の変化
- 4 その他

